

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年3月5日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成30年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、平成29年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果報告について、町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から、平成29年11月分から平成30年1月分までの現金出納検査の結果について、及び平成29年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

なお、報告事項の中で、去る2月20日に開催されました岩手県町村議会議長会定例総会の席上におきまして、岩手県町村議会議長会表彰の伝達が行われ、議員在職11年以上で功労のあった者として、本町の寺崎敏子議員並びに佐々木一治議員が受賞しておりますことを報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員から岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

11番、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、寺崎敏子。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

諸報告の26ページの裏をお開きいただきます。

平成30年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、平成30年2月19日に岩手県自治会館において開催されました。

付議事件は、条例案件4件、事件案件2件、補正予算案件2件、平成30年度予算案件2件、合計10件で、全ての案件が原案のとおり可決されました。

内容につきましては、27ページから85ページまで、議案書の写しを添付しておりますのでお目

通しお願いいたします。

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは行政報告を行います。行います前に、最終のページになりますが、訂正をお願いいたします。2月28日、江東区民まつり事後検討会と入っておりますが、これが開催されませんでしたので、これをカットして、28日に図書カードの寄贈、中尊寺より、そして場所が役場、出席者は町長であります。

今度つけ加えていただきたいのは、3月2日になります。平泉グリーンツーリズム推進協議会の総会が開催されております。場所は町内、出席者は町長というように訂正をお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

12月9日、シンポジウム「平泉研究の最前線」が開催されております。

12月10日、父母と教師の集い。

12月17日、骨寺村荘園中尊寺米送り。

12月19日になります、平泉町空家等対策協議会が開催されております。

12月21日になります、社会教育施設整備計画検討委員会が開催されております。

12月26日になります、平泉町高齢者サービス総合調整推進委員会が開催をされております。

1月1日になります、磐井清水若水送りが開催されております。

1月5日になりますが、平泉町新年交賀会であります。

次の日になります、1月6日、ひらいずみ女性のつどいが開催されています。

1月14日になります、長島地域交通安全祈願祭が開催をされております。

1月19日になりますが、県政に関する県と市町村との意見交換、そして県幹部職員と市町村長との懇談が盛岡で行われております。

1月25日、平泉町保健事業実施計画等策定委員会が開催されております。

1月28日、文化財防火訓練及び出初式が開催されております。

1月31日になります、企業ネットワークいわて2018 in 大阪。そして次の日、2月1日になりますが、自動車関連企業ネットワークいわて2018 in 豊田が開催されております。

2月9日、世界遺産に関する県・市・町代表者会議が開催されております。

2月11日になります、建国記念の日奉祝行事が開催されまして、参加させていただいたところです。

2月15日、新入隊自衛官の激励会、町内の入隊者の激励会であります。平泉町からは、本年は2名の入隊者であります。

2月28日、平泉町災害時要援護者支援プラン策定委員会が開催されております。

先ほど訂正を追加していただきましたが、2月28日に中尊寺より図書カードの寄贈がありました。

3月2日になります、平泉グリーンツーリズム推進協議会の総会が開催されております。

3月3日、自衛隊入隊予定者激励会、これは一関市管内ということで、金ケ崎、奥州、平泉、一関の激励会ではありますが、管内からは19名の入隊者であります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、氷室裕史議員及び2番、高橋拓生議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月15日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から3月15日までの11日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、平成30年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

平成30年平泉町議会定例会3月会議の開催にあたりまして、平成30年度の町政運営の基本方針及び主要な施策について、所信の一端を申し上げます。

平成29年度の我が国の経済を見ますと、アベノミクス開始から5年、底堅い内外需を背景に、穏やかな回復基調が続いております。世界経済も堅調なペースでの回復傾向にありますが、アメリカによる保護主義的な政策、イギリスが離脱を表明したユーロ圏、中国経済の構造転換、不安定な朝鮮半島情勢によっては大きく変化する可能性もあります。

このような状況のもと、平泉町は議会とともに両輪となって、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

平成30年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は68億778万円余、対前年度比1.3%減となっております。このうち一般会計予算においては、対前年度比0.8%増の48億4,000万円となりました。

歳入面では、町税、地方消費税交付金が増となる一方、史跡公有化事業補助金等の減額に伴い、国庫支出金が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して必要な財源を確保したところであります。

歳出面では、スマートインターチェンジ整備事業や新設1路線を含む2路線の町道整備事業を行うほか、引き続き東北観光復興対策交付金事業、産業振興、防災対策に取り組んでまいります。

また、各種予防接種、検診にあわせて、町単独医療費助成事業を継続するなど、子育てにやさしい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計では、国民健康保険特別会計において、国保制度改正により、国庫支出金等が県に移行したことによる減額などに伴い、対前年度比19.3%減の8億290万円余、簡易水道事業においては、地方公営企業法の規定の全部を適用し水道事業会計へ移行したことにより、水道事業会計においては、3条予算で前年度比63.4%増の2億8,795万円余、4条予算では、簡易水道事業における戸河内浄水場ろ過機設置等に伴い、前年度比101.8%増の3億3,089万円余といたしました。

限られた予算ではありますが、新平泉町総合計画に基づき、事業の重点化を図り、予算編成に配意したところであります。

新平泉町総合計画基本構想には、「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」将来像を実現するため、戦略1「町民と行政が共につくる協働のまちづくり体制の確立」、戦略2「やすらぎと文化のまちづくりの推進とその特色を活かした交流のまちづくり」、戦略3「多くの町民が強く望んでいる安全・安心なまちづくりの推進」と、「浄土のまち平泉プロジェクト」が主要施策を横断的に取り組む3つのまちづくり戦略と1つのプロジェクトとして位置づけられております。

具体的な基本目標が6つ設けられておりますが、これらの実現に向けて積極的に取り組んでま

います。

平成30年度は、新平泉町総合計画後期基本計画の3年目にあたります。今後3年間、将来像の実現に向けて全力を挙げる所存であります。

2、重点的に行う施策。

次に、平成30年度の基本施策において重点的に行う施策について申し述べます。

スマートインターチェンジの整備。

平泉スマートインターチェンジの整備につきましては、高田前工業団地から高速道路へのアクセス距離を短縮し、企業誘致を推進するものであることから、関係機関と連携し、早期完成に努めてまいります。

また、周辺の土地につきましては、町全体のまちづくりを視野に入れながら、雇用を生み定住化に資する利用について、具体的に推進してまいります。

企業誘致。

企業誘致につきましては、経済波及効果や雇用創出力の高い製造業、震災復興を支援する企業を中心にし、さらに新たな雇用の創出や地元企業の受注増など、地域経済への波及効果を最大限生かすため、平泉スマートインターチェンジの整備による立地の優位性をアピールしながら、積極的に取り組んでまいります。

社会教育施設の整備。

社会教育施設の整備につきましては、老朽化の著しい公民館と図書館を合築し、民間活力を導入し、優先的に建設すること、体育館につきましても、民間活力を導入し、かつ財政状況等を鑑み、可能となった場合に建設することを、全行政区を回っての地域懇談会において説明してまいりました。

平成30年度につきましては、事業内容を精査し、募集要項等を作成し、設計や建設等を行う参画事業者を募ってまいります。

道の駅。

道の駅平泉につきましては、世界遺産登録の効果を農業、そして商工業に波及させ、経済的に豊かな地域づくりに役立てる役割を有しております。

平成30年度におきましては、地域農業者や商工業者等による出荷者の支援を積極的に行い、町内産物の増産に取り組み、その経済効果を町全体に広げるように努めてまいります。

若者の定住化。

若者の定住化につきましては、企業誘致や起業家支援を推進し、並行して遊休町有地の宅地分譲化や、子育て世代が必要としている公園化を検討するなどして、働く場と住まいを確保し、積極的に進めてまいります。

町民総参加のまちづくりの推進。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるように、さまざまな機会を捉えて懇談会を開催し、町民との直接対話によるまちづくりを推し進め、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

まちづくりの重要な担い手となる町民団体やボランティア団体等の自主的な活動につきましては、引き続きまちづくり交付金によって支援を図ってまいります。

地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、岩手県や関係機関・団体とより一層の連携を図りながら普及啓発に努め、町民や事業者の方々の理解を促し、各種講座の開催や女性のための相談事業、さらには活動団体への支援などを積極的に実施し、平泉町男女共同参画プランの実現に向けて取り組んでまいります。

子育て支援と医療・福祉の充実。

子育て支援につきましては、少子化対策の一環となるよう、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、妊婦健診及び予防接種の継続と、新たに産婦健康診査や新生児聴覚検査の公費助成を行うとともに、家庭訪問や来所相談、歯科衛生教育など母子保健の充実を図り、妊娠時期から子育て時期まで切れ目のない相談支援ができるよう、体制整備に取り組んでまいります。

不妊に悩む夫婦への支援につきましては、さらなる不妊治療助成制度の周知に努めてまいります。

乳幼児期における発達支援につきましては、各関係機関とのネットワークを構築しながら、支援体制と各種教室の充実を図るとともに、就学前の子どもを対象とした相談体制や保護者支援の強化に取り組み、また子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を継続して実施するとともに、子どもの健やかな成長と多様な働き方に対応した支援の推進に努めてまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた保育サービスを提供するとともに、支援を要する児童に対しましては、多様化する利用者ニーズに応じた保育の充実を図り、在宅の子育て家庭に対しましては、子育て支援センターやアピュイにおける親子向け行事の提供や一時預かり事業などにより支援してまいります。

保育料につきましては、多子世帯やひとり親家庭の保育料軽減を継続するなど、保護者負担の軽減を図ってまいります。

放課後児童の健全育成につきましては、平泉地区・長島地区の児童クラブにおいて、地域性を尊重しながら運営するとともに、引き続き運営環境の整備を図りながら、児童の安全・安心な放課後の生活を支援してまいります。

医療費助成につきましては、平成29年8月から18歳までの医療費が完全無料化となっておりますが、今後も児童生徒の健康の確保と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保健・医療の充実につきましては、健やかな生活を営むことは町民誰もが願うものであり、地域活力の源であることから、この実現に向けて、健康ひらいずみ21、第2次になります、に基づいた各種健診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を行ってまいります。

また、平成30年度の重要領域を循環器疾患（脳血管疾患）及びたばこ健康と定め、より具体的な取り組みを推進してまいります。

循環器疾患（脳血管疾患）につきましては、がんと並んで主要死因を占めていることから、重症化予防のために、高血圧、脂質異常症、糖尿病、喫煙の管理を重点に、地区健康教室や特定健診事後指導で健康教育を実施し、生活習慣を改善することの必要性について普及啓発を行ってまいります。

たばこと健康につきましては、喫煙は生活習慣病の危険因子となるほか、がん・呼吸器疾患・歯周疾患・流産等をもたらす原因となるため、たばこの害について教育や啓発を推進してまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力をいただきながら、在宅当番医制事業、小児・成人夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療体制の充実を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が国保財政の中心的な役割を担うこととなったことから、事業費納付金等の算定をはじめ、県と連携し新制度のもとでの運営を適切に推進し、また第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査等保健事業の効果的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、介護保険制度の改正に伴う介護予防・生活支援サービス事業、いわゆる新しい総合事業は、介護の状態が比較的軽度の高齢者に対する支援を地域づくり活動の中で取り組むものであることから、平泉いきいき百歳体操の推進とともに、高齢者の多様なニーズに対応するための生活支援体制づくりを進めてまいります。

また、高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、一関地区広域行政組合及び高齢者総合相談センターひらいずみ等と連携し、一関地区広域行政組合第7期介護保険計画及び第7期高齢者福祉計画に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き図ってまいります。

在宅介護支援といたしましては、家族介護手当、タクシー料金の助成、住宅改修補助等を引き続き実施し、在宅での暮らしを支援してまいります。

地域福祉の充実につきましては、行政区において民生委員をはじめ各団体の協力のもと、さまざまな自主的活動が取り組まれていることから、地域での見守りやつながりを支援し、地域福祉活動への参画推進を努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が自らの力でその人らしく暮らしていけるよう、第3期障がい者福祉計画に基づき、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する相談体制を、一関市と共同設置している一関地区障害者地域自立支援協議会との連携により推進してまいります。

また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかなサービスの提供を行うとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業を継続して行ってまいります。

さらに、「障害者差別解消法」についても普及啓発を行い、障がいのある方もない方も互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

環境保全。

自然環境の保全につきましては、地域における環境保全活動との連携を図り、希少な動植物や外来種の実態把握を行うなど、環境意識の向上に努め、また、一般家庭への太陽光発電システムの設置補助や住宅用高効率給湯器の補助を引き続き実施し、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の促進を図ってまいります。

一般廃棄物処理につきましては、一関地区広域行政組合はじめ関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減量化の推進、不法投棄の監視など、廃棄物の適正処理を進め、また平成30年4月から一関地区広域行政組合管内で指定ごみ袋の統一が図られることから、事前の周知を行い、適切な使用を推進してまいります。

放射線対策につきましては、毎月の定点調査をはじめ、公共施設調査、行政区別調査、一般宅地のホットスポット調査など、各種放射線量測定を継続的に行い、また原発放射線対策本部会議において、関係部署の進捗状況と課題を共有し、必要な対策を進めてまいります。

東京電力への損害賠償につきましては、原子力損害賠償紛争解決センターへのあっせん申し立てを踏まえて、平成29年度以降の損害賠償につきましても、県と連携しながら確実に行ってまいります。

農林業の振興。

農業の振興につきましては、日本・欧州連合（EU）経済連携協定（EPA）の妥結に続いて、環太平洋連携協定（TPP）の最終合意により、農産物の自由化水準は一層高まり、国内農産物への影響が懸念される状況にある中、農業者の高齢化及び後継者不足により耕作放棄地の増加が深刻化していることから、意欲と能力のある認定農業者及び地域農業の担い手の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

また、農地の利用集積や農作業受委託の促進等を地域単位で推進するため、日本型直接支払制度である多面的機能支払や中山間地域等直接支払に取り組むとともに、農業委員会と連携し、農地利用最適化推進委員の積極的な活動を促し、地域農業の振興を図ってまいります。

水田農業につきましては、米の減反政策が平成30年度から廃止され、従来型の水稲単作から複合経営への転換や体制の強化を迫られていることから、当地方の主要園芸品目でありますトマト、ナス、メロン等の収益性の高い作物への接ぎ木苗代の助成を行うなど、園芸作物の振興について関係機関と連携して支援してまいります。

また、道の駅平泉の産直施設を最大限活用し、農業者の所得向上に結びつくよう支援するとともに、あわせて、女性が日々の生活の中で培った知恵による新商品の開発や6次産業化等に向けた取り組みを支援してまいります。

都市と農村との交流につきましては、都市部からの需要が高い教育旅行を中心とした農家民泊に対応すべく、その開業を支援するほか、グリーンツーリズム推進協議会を中心に、各種研修会等を開催するなど受け入れ農家の参加拡大を努めてまいります。

東稲山麓地域の世界農業遺産認定の取り組みにつきましては、当地域の活性化を図るため、東

稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を中心に、関係機関と協力し推進してまいります。

西行桜の森周辺につきましては、ウォーキングコースや大文字キャンプ場の利活用を積極的に図るための検討を行い、東稲山の桜情景復活とあわせて当地域の活性化に努めてまいります。

鳥獣被害につきましては、近年、里山の荒廃などを背景に、熊・イノシシ・ニホンジカ等による農産物等への被害が増えていることから、猟友会と連携した鳥獣被害対策実施隊による捕獲や電気柵の設置等の施策を実施してまいります。

畜産の振興につきましては、飼料価格と肥育素牛価格の上昇傾向が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心に、ブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる地盤の確立を目指し、引き続き畜産農家を支援してまいります。

林業の振興につきましては、平泉町森林整備計画に基づき、除間伐等適正な森林資源の管理と有効活用に努め、並行して森林病虫害防除については、松くい虫対策及びナラ枯れ対策を実施してまいります。

上水道・下水道の整備。

水道事業につきましては、引き続き配水管の布設替え工事と鉛製給水管の布設替え工事を実施するとともに、平泉浄水場発電機の更新と戸河内浄水場ろ過機の増設を行ってまいります。

また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、計画的に水道施設の更新を行い、健全な経営の確保を図るため、平成29年度まで実施したアセットマネジメント成果に基づき、基本計画を策定してまいります。

下水道事業につきましては、今後10年間の整備計画、アクションプランに基づいて、引き続き整備してまいります。

農業集落排水事業につきましては、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めてまいります。

合併処理浄化槽設置につきましては、引き続き支援を実施してまいります。

また、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の公営企業会計への移行事務を進めてまいります。

道路交通網の整備。

道路の整備につきましては、町道祇園線を継続し、町道ねずみ沢線を新規事業として整備し、あわせて県道平泉停車場中尊寺線の早期完成を図るため、引き続き県に協力してまいります。

住宅・市街地の整備。

住宅・市街地の整備につきましては、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業及び東日本大震災に伴う生活再建住宅支援事業を継続して実施してまいります。

町営住宅につきましては、適切な施設の管理に努めてまいります。

空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、空き家等調査を進めてまいります。

公園・緑地・水辺の整備。

公園・緑地・水辺の整備につきましては、県道平泉停車場中尊寺線の道路整備にあわせて県が整備する小公園について、早期に完成するように要望してまいります。

水辺プラザにつきましては、町民農園などが多くの町民に利用されるように、適切な維持管理

に努めてまいります。

景観の保全・整備。

景観の保全・整備につきましては、豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、道路、河川等の環境整備を関係機関並びに町民の協力を得ながら、引き続き実施してまいります。

また、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」と「平泉町屋外広告物条例」の周知を図り、官民一体となって世界文化遺産のまちにふさわしい景観の保持に努めてまいります。さらに良好な景観形成のため、屋外広告物の改修について、引き続き支援をしてまいります。

商工業の振興。

商業の振興につきましては、平泉商工会等と連携した支援体制の整備により、地域に密着した魅力ある商店づくりを推進するとともに、道の駅平泉を活用した販売促進を強化してまいります。

また、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を共同で受けた一関市と合同で、創業支援セミナーを開催することによって、個店を開業するための知識やノウハウを学ぶ場を提供するとともに、「中尊寺通りにぎわい創出事業」に継続して取り組み、中尊寺通りの活性化を図ってまいります。

空き店舗対策につきましては、店舗リフォーム促進支援事業補助金及び空き店舗対策事業補助金制度の有効活用を促すとともに、創業支援ネットワーク会議を新たに立ち上げ、構成機関によるワンストップ型の相談体制の構築と情報サービスの提供を行い、新規企業の参入を積極的に支援してまいります。

事業者減少による地域需要の減少対策につきましては、事業承継及び経営力強化セミナーを開催し、若手経営者や後継者等を育成することにより、町内の地域経済の維持拡大を図ってまいります。

工業の振興につきましては、平泉町中小企業振興資金貸付制度を活用し、中小企業が町内金融機関から低金利での融資を受けられるなど、資金調達の円滑化に向けての支援を継続してまいります。

また、自社製品や技術力を広く情報発信するため、各種展示会に出展する際の経費補助を継続するとともに、町内に工場や設備を増設する際の助成についても継続し、既存企業の経営基盤の強化を支援してまいります。さらに、企業懇談会を開催し、企業の動向やニーズの的確な把握に努めるとともに、企業間の情報交換による町内企業の活性化と企業支援や企業誘致等の施策への反映に努めてまいります。

雇用対策。

雇用対策につきましては、商工会やハローワークなどの関係機関と連携しながら職業相談に対応するほか、ふるさと就職ガイダンスの開催や若者等ふるさと就職支援事業補助金の利用促進を通じて、若年労働者の地元就職及びUターン等を促進してまいります。

また、少子高齢化が一段と加速している中で、町シルバー人材センターへの運営費補助などを通し、地域ニーズに対応した事業の実施と高齢者の適正就業を促してまいります。

観光の振興。

観光客の受け入れ態勢につきましては、平泉観光案内所や平泉駅なか案内所、道の駅観光ガイド施設の充実を図り、岩手の観光ゲートウェイ機能を果たせるよう観光協会や関係機関と連携してまいります。

2次交通の充実につきましては、東北の空の玄関口である仙台空港との連携を強化し、仙台空港・松島・平泉線の活用を促すとともに、巡回バスやレンタサイクル等の効果的な運用を通して、町内の回遊を図ってまいります。

また、国の施策を背景として外国人観光客が過去最高の入込数を記録しており、今後ますます増加傾向にあることから、東北観光復興対策交付金を活用し、国や県、関係機関と連携した積極的な誘致活動、受け入れ態勢の整備に努めてまいります。

あわせて、商工会と連携した消費税免税店や海外カード決済環境を整えるとともに、国際交流員を活用し、各店舗や観光施設における外国人観光客の受け入れ相談に応じる体制の構築や多言語での情報発信などを強化してまいります。

さらに、当町と一関市において継続的に協議を進めてきた、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取りの役割を果たす「世界遺産平泉・一関DMO」の発足による広域連携事業について支援するとともに、地域内の取り組み体制強化や新たな事業実施体制の構築についても連携しながら取り組んでまいります。

国際リニアコライダーの誘致。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら、情報収集、意見交換を行い、普及啓発に努め、近隣市町とともに積極的に取り組んでまいります。

安全・安心なまちづくり。

地域防災力の充実につきましては、消防団装備の更新、消防団員の確保に努め、消防団の強化を図り、町民の安全確保に努めてまいります。

防災対策につきましては、地域防災計画の見直し、Jアラート受信機の更新を行い、防災体制の強化や防災意識の高揚に向けた取り組みを推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会などの関係機関と連携を図りながら、年間を通じた交通安全運動をはじめ、日常の街頭指導や交通安全教室などの実施、高齢運転者の増加に伴う事故防止対策など、交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。

災害時における要援護者の支援につきましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、民生委員、行政区等関係機関の理解と協力を得ながら、要援護者の見守り、支援と個別支援計画の策定に努めてまいります。

福祉避難所の設置につきましては、社会福祉法人等との協定を踏まえて、災害時の避難対応に備えてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、町セキュリティポリシーに基づき実施してまいります。

住民情報系システム（住基、税、福祉）につきましては、情報システムのコスト削減、情報セ

セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続が可能であることなどを目的として、一関市、陸前高田市、住田町、一関地区広域行政組合と当町の5団体で、自治体クラウド協定を締結し、平成30年8月よりサーバーを共同利用する本格運用に向けて対応してまいります。

世界文化遺産の保存と活用。

世界文化遺産に登録されました平泉の文化遺産につきましては、さまざまな行事やイベントの開催、多言語のVR（復元立体映像）やホームページを効果的に活用して、歴史的・文化的価値と魅力を国内外に向け発信してまいります。

また、「平泉世界文化遺産の日」の記念事業に取り組み、平泉の価値、理念の普及、後世へ引き継ぐ意識の醸成を推進してまいります。

遺跡の調査・整備につきましては、特別史跡無量光院跡の庭園整備、中尊寺大池伽藍跡の内容確認調査を継続するとともに、新たに観自在王院跡の発掘調査を進め、考古学的遺跡を完全に保護し、計画に基づいて取り組んでまいります。

世界遺産拡張登録につきましては、岩手県、一関市、奥州市と協力して、柳之御所遺跡及び達谷窟などの関連施設の調査研究を推進し、機運醸成に取り組んでまいります。

教育の振興。

教育の振興につきましては、総合教育会議を開催するとともに、町教育大綱に基づき、「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、学校、家庭、地域、行政の連携のもと、子ども達の多様な個性と能力を伸ばし、社会を担う人材育成と、世代を超えて平泉の価値を学ぶ平泉学の取り組みを軸に、さらなる教育の推進を図ってまいります。

また、町民が生涯にわたって自主的・自発的に学習活動の継続を目指すことができるように、公民館における各種講座・教室の開設や図書館サービスの充実等に努め、生涯学習情報を発信し学習意欲の向上に努めてまいります。

教育振興運動につきましては、5者（子ども・保護者・学校・地域・行政）が連携して、教育課題の解決に向けた実践活動を推進してまいります。

おわりに。

平成29年度は、町民総参加のまちづくりの実現を推進するために、重点事業、社会教育施設の整備方針、町の目指すべき姿について、全21行政区を回っての地域懇談会を開催いたしました。

重点事業としましては、道の駅平泉の現状と課題、少子定住化対策、平泉スマートインターチェンジについて、社会教育施設の整備方針としましては、公民館と図書館を合築し民間の活力により優先的に建築することについて、町の目指すべき姿としましては、町民も観光客も公共交通で周遊するまちづくりについて、それぞれ説明をさせていただいたところであります。

説明内容以外にも町政に関する多くのご意見、ご提言等をいただきましたが、これらこそがあすの平泉をつくるものだご確信しておりますので、今後ご忌憚なくお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

今回提案いたしました平成30年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様方の町政への参画を心

からお願いを申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

平成30年3月5日、平泉町長、青木幸保。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで、平成30年度町長施政方針演述を終わります。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

日程第4、平成30年度教育行政方針演述を行います。

教育委員長、登壇願います。

本澤京子教育委員長。

教育委員会委員長（本澤京子君）

本日、ここに平成30年平泉町議会定例会3月会議が開催されるにあたり、平成30年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに。

東日本大震災発災から7年、時が流れ、あの日を語ることも少なくなってきましたが、この間、大規模な風水害が引きも切らず人々の暮らしを襲い、改めて自然との向き合い方を考えさせられる日々が続いています。

世界文化遺産の地、平泉の教育においては、先人が紡いできた歴史を踏まえ、平和で持続可能な社会づくりのための学びを確かなものにしていくことこそ重要と考えます。

本町教育の軸として取り組まれてきた平泉学学習は、学校教育における系統立てた「過去に学び、今を見つめ、未来に広げる学習」として、着実な成果を上げてきています。

一方、全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、地域での暮らしも情報化社会の波に巻き込まれ、子ども達の中でも、心を通わせ語り合う場を持たず、命にかかわる問題が深刻化しております。

そうした現状を踏まえて、本町においては、「平泉町教育大綱」に基づき、学校・家庭・地域・行政の連携のもと、子ども達の多様な個性と能力を伸ばし、社会を担う人材育成と、世代を超えて学び続けるまちづくりを着実に推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下の教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第1に、学校教育についてです。

確かな学び、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた教育を展開し、平泉の子どもとして生きる力を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の4点を重点施策として推進してま

います。

第1点目は、確かな学びの保障です。

確かな学びの保障にあたっては、基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指すとともに、児童生徒が学習意欲を持ち、習得した学習内容を活用できるよう、思考力、判断力、表現力の育成を目指した授業改善を推進してまいります。

また、児童生徒一人一人への理解に基づき、教科における系統性、発展性を踏まえた授業交流、教員研修を実施することにより、長期的な視点によるきめ細やかな学習指導を推進してまいります。

英語教育の充実では、平成32年度からの小学校外国語活動全面実施を控え、今年度はスムーズに移行するための準備期間として、年間授業時数や学習内容を全面実施に近づけた形で教育課程を編成することとしております。また、コミュニケーション能力の向上を目指し、グローバル社会に必要な英語力を身につけることができるよう、中学生の英語検定全額補助や、幼保小中への外国語指導助手の配置を継続してまいります。

第2点目は、豊かな心の育成です。

心の教育においては、自他を大切に思う心や、他者と支え合ってよりよく生きる心等、児童生徒一人一人に豊かな心を育むことを目指してまいります。そのためには、子ども達の実態を踏まえ、幼稚園、小中学校の学習段階や小学校の低中高学年のそれぞれの発達段階ごとに取り組むべき重点を明確にし、より効果的な指導が行われるよう取り組みを推進してまいります。

特にも、いじめ問題に関しては、いじめ防止基本方針に基づき、いじめは絶対に許されないという共通認識のもと、学校全体が組織的かつ計画的に取り組むとともに、教師、保護者、子どもの信頼関係を大切にし、いじめの早期発見、早期解消に努めてまいります。

また、これまで小学校5年生を対象に実施しておりました日本サッカー協会主催の夢の教室を中学2年生にも拡大し、今後も児童生徒の心身の健全な成長に寄与することを目的に、さらなる取り組みを行ってまいります。

第3点目は、健やかな体づくりです。

健やかな体づくりについては、子どもの生きる力の根底となるものであり、子どもが生涯にわたって生き生きと生きるために必要不可欠なものであります。体力の向上は、学力の向上や生きる上での活力、精神的な安定と相関関係があるとも言われております。そのため、児童生徒がみずから体力や健康に関心を持ち、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身につけることができるよう取り組みを行うことにより、豊かな人間性と心身の健康の保持増進を図ってまいります。

また、生徒の休養をしっかりと確保するという観点から、部活動の休養日については、引き続きその徹底を図るとともに、生徒、保護者及び外部指導者等の関係者に休養日の設定及びその意義について周知を図りたいと考えております。

第4点目は、系統的な「平泉学」学習です。

町内の幼稚園、小中学校では、平泉の文化遺産の世界遺産登録後から、世界遺産学習平泉学を展開しております。平泉の歴史的価値を学び、世界遺産を受け継ぐ子ども達の興味や関心を高め

ること、また平和への願い、未来の自分、平泉について考え、自信と誇りを持ってふるさと平泉を語り発信できる人づくりを目指してまいります。

一昨年度は、「世界遺産学習全国サミット」を当町で開催し、伝統文化や文化財の保護保全、価値継承に向けた全国各地の優れた取り組みについて、教職員、児童生徒ともお互いに学び合い、大きな刺激を受ける機会を得ました。

今後も、平泉学で育てたい子ども像を具現化するため、幼・小・中学校において、これまでの学習素材・人材の活用に加え、新たな地域素材・人材の掘り起こしを行い、活動のゴールを見据えた系統的な学習を行うこと、それぞれの発達段階に即した探究的、問題解決的な学習活動がなされることにより、より高い学びの質を目指してまいります。

第2に、子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育の向上についてです。

家庭教育の充実、生活習慣づくり、家庭と地域のつながりを取り組みの柱に、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、家庭教育の充実のための学習機会の提供です。

家庭教育は、子どもの成長の根幹をなし、また、親子のきずなや家族との触れ合いが心豊かな人格を形成する上で最も重要であることから、子どもへのしつけや家族が触れ合う時間の充実を図るため、保護者を対象とした子育てに関する講座の開催や、家庭教育に関する情報提供を行ってまいります。

第2点目は、情報メディアとのつき合い方を含めた子どもの生活習慣づくりです。

子どもが規則正しい生活習慣を身につけ、心身ともに充実した健康な毎日を送るため、早寝早起き運動や食育、家庭学習の定着など、家族ぐるみで子どもの生活習慣づくりに取り組んでまいります。また、近年子どもの生活習慣に大きくかかわるゲーム機やパソコン、スマートフォンなどの情報メディア機器等の使用に関し、家庭内で使用に関するルールを決めながら、子どものよりよい生活習慣づくりに努めてまいります。

第3点目は、家庭と地域のつながりづくりです。

核家族化が進む現代社会において、多くの地域住民が子育てにかかわりながら各家庭を支援していくため、地区PTA活動の活発化を図るとともに、地域内での交流を持ちながら地域ぐるみで子育てを進め、地域教育力の向上を図ってまいります。

第3に、豊かな生きがいづくりのための社会教育の充実についてです。

生涯学習活動の充実、情報メディア等に関する取り組み、生涯スポーツの振興を柱に、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、自主的・自発的な生涯学習の充実です。

人生を心豊かに、生きがいを感じながら充実した毎日を送らせるよう、公民館や図書館などの生涯学習施設を拠点に、町民の自主的・自発的な生涯学習への取り組みを進めてまいります。

また、老朽化した公民館や図書館から新たな生涯学習・人づくりの拠点となる複合型の新社会教育施設の建設に向け、町民の多様な意見を取り入れながら進めてまいります。

平泉の特色ある歴史学習の取り組みとして、郷土の文化や歴史、伝統、産業、お祭りなどを系

統立てて学ぶ平泉学を、幼稚園、小学校、中学校において各年代に応じたプログラムを実践してまいります。また、子どものみならず、大人や高齢者など幅広い世代の町民が、子ども達と世代間交流を図りながら一緒に学ぶ地域学習への取り組みを進めてまいります。

さらに、平泉学を学んだ子ども達が、平泉の良さを理解し、平泉を広く国内外に情報発信できる人材を育成するため、小学生高学年を対象にした平泉情報発信事業「黄金平泉」情報発信プロジェクトに取り組んでまいります。

また、国際人としての教養を身につけ、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため、一関市と合同で開催する小学生・中学生を対象にした英語教育実践活動、英語の森キャンプ事業に取り組んでまいります。

第2点目は、家庭・地域で連携した情報メディア等の利用に関する取り組みです。

教育振興運動で取り組む毎月1日の「ノーテレビデー」や、日曜午後9時以降は情報メディア機器を利用しない「日9ノーメディア運動」の一層の浸透を図るため、家庭内での声かけや家庭学習、読書活動等と連動した取り組みを進めてまいります。

また、地域住民への情報メディア機器等の利用に関する学習の機会を提供しながら、子どもが情報メディア等の使用による大きな犯罪や事件等に巻き込まれることがないように、地域ぐるみで取り組んでまいります。

第3点目は、町民の健康維持と体力の増進・生涯スポーツの振興です。

明るく豊かな生活を送るとともに、健康で活力ある地域社会をつくるため、あらゆる年代の町民が生涯にわたって幅広くスポーツを楽しめるよう、出前スポーツ教室やニュースポーツ教室、町体育協会との連携事業であるふるさとオリンピックなど、日常的スポーツ活動の普及啓発に取り組んでまいります。また、住民が興味関心、競技レベル等に応じさまざまなスポーツ活動を行うことができるよう、地域住民の手による総合型地域スポーツクラブの設立支援に努めてまいります。

第4に、多様な文化や遺産を愛し護り伝えていく人材の育成についてです。

世界文化遺産を有する郷土への愛着と誇りを強めるために、以下の4点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、文化財愛護の精神を育み、次代に受け継いでいく取り組みです。

地域の文化財に触れて、大切に守り伝える心を育むために、わくわく平泉学スクール、地域学習の取り組みや文化財愛護少年団の活動を支援してまいります。

世界遺産の価値や理念の普及、後世につないでいく意識醸成、さらに拡張登録を目指す機運醸成を推進するために、ときめき世界遺産塾、世界遺産講演会、平泉世界遺産の日の記念事業への取り組みを進めてまいります。

第2点目は、多様な文化活動の振興と地域力の向上です。

郷土への愛着と誇りを持ち、心の豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の充実や文化活動の活性化を図ってまいります。文化活動に取り組める環境と享受できる機会の提供、そして後継者の育成の支援をしていくために、公民館事業を通じた団体・指導者育成や平泉

町芸術文化協会への活動支援、芸術文化祭・神楽大会等の開催、幼稚園・保育所の園児による謡の継承に向けた取り組みをしてまいります。

第3点目は、文化財の計画的な発掘と調査、研究です。

年次計画に基づき、浄土庭園の無量光院跡の調査整備、中尊寺大池伽藍跡の内容確認調査を進めてまいります。また、観自在王院跡の公有化に伴い、史跡整備のための発掘調査を新規に進めてまいります。

埋蔵文化財包蔵地につきましては、開発事業等との調整を図りながら、必要な発掘調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。

また、岩手大学平泉文化研究センターと協力して、学際的な調査研究を推進してまいります。

第4点目は、文化財の適切な保護と活用です。

国が進める文化財活用の新たな動向を注視し、文化財保護法、岩手県文化財保護条例、平泉町文化財保護条例に基づき、文化財の保護と活用を図ってまいります。平泉町文化財調査委員会議を開催し、文化財の保存及び活用について意見をいただきながら取り組んでまいります。

発掘調査現地説明会、町内遺跡発掘調査報告会を開催するとともに、広報やホームページに情報を掲載して公開に努めてまいります。

柳之御所遺跡及び達谷窟の拡張登録につきましては、岩手県、一関市、奥州市と協力して取り組んでまいります。

以上、基本的な考え方と施策の大要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成30年3月5日。

平泉町教育委員会教育委員長、本澤京子。

議長（佐藤孝悟君）

これで、平成30年度教育行政方針演述を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第2号から日程第21、議案第18号まで、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件8件、以上合計17件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件8件、合計17案件につきまして説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第2号、平泉町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

4ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第3号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

13ページをお開き願います。

提案理由でございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

14ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

15ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となることに伴い、国民健康保険税については、都道府県が市町村ごとに国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村から県に納付する仕組みになることから、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

議案第6号、国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

議案第7号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

議案第8号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、戸河内辺地における公共的施設の整備を促進するため、当該辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、20ページの1をお開き願います。

議案第10号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてでございます。

次の町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、21ページをお開き願います。

議案第11号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成29年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,341万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,610万2,000円としようとするものでございます。

次に、44ページをお開き願います。

議案第12号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,550万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億839万9,000円としようとするものでございます。

次に、50ページをお開き願います。

議案第13号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,246万円としようとするものでございます。

次に、52ページをお開き願います。

議案第14号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,514万6,000円としようとするものでございます。

次に、55ページをお開き願います。

議案第15号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,669万8,000円としようとするものでございます。

次に、58ページをお開き願います。

議案第16号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,112万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,514万5,000円としようとするものでございます。

次に、62ページをお開き願います。

議案第17号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,265万1,000円としようとするものでございます。

次に、65ページをお開き願います。

議案第18号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,488万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,262万7,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第2号から日程第21、議案第18号まで、ただいま説明のあった議案については、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第18号まで、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件8件、以上合計17件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第22、議案第19号から日程第29、議案第26号まで、平成30年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算、合計8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

平成30年度各会計当初予算案件8件につきまして説明を申し上げます。

平成30年度平泉町一般会計、特別会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算でございます。

平成30年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億4,000万円と定めようとするものでございます。

次に、145ページをお開き願います。

議案第20号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成30年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億290万円と定めようとするものでございます。

次に、175ページをお開き願います。

議案第21号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成30年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,440万円と定めようとするものでございます。

次に、185ページをお開き願います。

議案第22号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

平成30年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,590万円と定めようとするものでございます。

次に、195ページをお開き願います。

議案第23号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

平成30年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,420万円と定めようとするものでございます。

次に、211ページをお開きください。

議案第24号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計予算でございます。

平成30年度平泉町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,300万円と定めようとするものでござ

ございます。

次に、235ページをお開き願います。

議案第25号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成30年度平泉町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,860万円と定めようとするものでございます。

次に、255ページをお開き願います。

議案第26号、平成30年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、平成30年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数3,027戸、(2) 年間総給水量106万9,000立方メートル、(3) 1日平均給水量2,929立方メートル、(4) 主要な建設改良事業として、ア、一般改良事業費2億2,456万4,000円、イ、設備改良事業費1,314万8,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、第1款水道事業収益1億7,404万6,000円、第2款簡易水道事業収益1億1,390万7,000円。支出といたしまして、第1款水道事業費用1億5,676万円、第2款簡易水道事業費用1億2,353万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,535万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,110万8,000円、建設改良積立金1,000万円、引継現金3,300万円、過年度分損益勘定留保資金6,124万2,000円で補てんするものとする。)

収入といたしましては、第1款水道事業資本的収入7,677万9,000円、第2款簡易水道事業資本的収入1億3,875万3,000円。支出といたしまして、第1款水道事業資本的支出1億5,455万9,000円、第2款簡易水道事業資本的支出1億7,632万3,000円と定めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第26号までの予算案件、合計8件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第30、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、真竈光幸議員、登壇質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

質問通告1番、真竈光幸であります。

平成29年度3月定例会におきまして、質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

今回質問をさせていただきますのは、大きく2件であります。

1件目の質問は、米の生産調整数量目標配分廃止に伴う課題と対策についてであります。

平成30年から国は米の生産数量目標の配分は行わないとなり、米づくり農業の大転換期を迎えることとなりました。この配分は行わないという点が重要になります。都道府県ごとの生産数量目標は配分されたものではなく、目安でしかないということ、今後はその目安をもとに生産量を判断しなければなりません。つまり、農業者が自分で判断をしなければならない。これが18年度以降最も変わる点であり、生産調整の仕組みというよりは、農業者の意識を変えなければならないということでもあります。また、米の生産数量目標に従って生産することを要件とした米の直接支払制度がなくなることも、農業者の経営の転換期であります。

そこで、このことに係る課題につきまして、6項目の質問をいたします。

1、新たに導入される収入保険制度の課題として、自由競争が進み米価が下がれば、算定基準となる5年平均の基準額も下がる可能性があり、セーフティネットとして機能するのか伺います。

2つ目に、水田活用の直接支払交付金において作付する主食用米、ひとめぼれを指しますが、飼料用米に変更した場合の戦略作物助成の交付単価について伺います。

3つ目に、産地交付金について、多収品種導入助成として、飼料米ではなく、業務用米として交付要件の見直しを検討できないか伺います。

4つ目に、業務用米、中食、外食、酒造好適米など、作付産地として取り組むよう検討できないかを伺います。

5つ目に、農業競争強化プログラムの流通加工の構造改革により、生産と実需を直結させる仕組みを構築しようとしているように見えますが、生産農家が大量な取引をするには流通業者なしでは難しい。販路の確保として行政からの支援体制を構築できないかを伺います。

6つ目に、生産調整により小規模な兼業農家を削減する方向が強まりましたが、小規模兼業・家族経営農家こそが食料生産と経済を支えてきた担い手であります。農地の大半が中山間地域にあり農地の集積も難しい、こうした小規模農家の支援策について方向性を伺います。

2件目の質問は、農地取得の下限面積要件についてであります。

このことにつきまして3項目の質問をいたします。

1つ目に、移住定住する際、農地つき空き家を取得する場合の農地取得下限面積要件の実情について伺います。

2つ目に、農用地区域内農地と農用地区域外農地での取得の下限面積要件について伺います。

3つ目に、担い手への農地集積を進め、かつ移住促進と農地の有効利活用として、農地取得の下限面積要件緩和が有効であると考えますが、緩和の可能性を伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の米の生産調整数量目標配分廃止に伴う課題と対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、①の新たに導入される収入保険制度の課題として、自由競争が進み米価が下がれば、算定基準となる5年平均の基準額も下がる可能性があり、セーフティネットとして機能するのかを伺うについてのご質問にお答えをいたします。

米の生産調整につきましては、米の需要と供給のギャップから生産過剰となったことから、昭和44年に始まりましたが、約半世紀を経て平成30年産米から廃止となります。国は引き続き、きめ細やかな情報提供や水田フル活用に向けた支援を講じるとしており、本町としても、一関地方農業再生協議会を中心に、産地交付金等を活用した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以下、順を追ってお答えをいたします。

収入保険制度につきましては、平成31年産からスタートしますが、議員ご承知のとおり、当年の収入が過去5年間の平均収入を基本に算定された基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の最大9割を補填する制度となっております。

米価が下がった場合、基準収入も同様に下がることが予想されますが、農業者の経営安定のため、農業共済組合が新たに設立する全国連合会とともに、国が全面的に支援していきますので、セーフティネットとして機能していくものと認識しています。

次に、②の水田活用の直接支払交付金において、作付する主食用米、ひとめぼれを飼料用米に変更した場合の戦略作物助成の交付単価について伺うについてのご質問にお答えをいたします。

飼料用米を作付した場合の戦略作物助成の交付単価についてですが、作柄管理方法、収量に応じ、10アールあたり5万5,000円から最大10万5,000円となっております。

参考まで、ひとめぼれを作付した場合は、契約数量を必ず出荷する一括管理方式となりますが、本町の基準単収が平均30年産で10アールあたり505キログラムですので、30キログラム紙袋換算で17袋になります。この一括管理方式の場合は、国の交付金は8万円を基本に、作柄に応じ若干の交付金の増減調整があります。

次に、③の産地交付金について、多収品種導入助成として、飼料米ではなく業務用米として交付要件の見直しを検討できないか伺うについてのご質問にお答えをいたします。

産地交付金につきましては、地域の作物振興の設計図となる水田フル活用ビジョンに基づき、作物の高付加価値化や生産の低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産地づくりに向けた取り組みを支援するものです。

助成メニューについては、毎年度国と協議しながら、一関地方農業再生協議会で策定するものですが、業務用米、つまり主食用米への支援は認められていないことから、要件の見直しはできないこととなっておりますので、ご理解願います。

次に、④の業務用米、中食、外食、酒造好適米等、作付産地として取り組む検討はできないか伺うについてのご質問にお答えをいたします。

業務用米については、低価格帯ということもあり、買い手側からの需要が高いことを承知しております。JAいわて平泉でも、二、三年前から多収品種の業務用米を試験栽培中ということですが、米卸との取引関係があることから、これまで同様にひとめぼれを中心に組み立ててまいりたいとしておりますことから、JA等と情報共有を図りながら作付産地の可能性について検討してまいります。

次に、⑤の農業競争強化プログラムの流通加工の構造改革により、生産と実需を直結させる仕組みを構築しようとしているように見えるが、生産農家が大量な取引をするには流通業者なしでは難しい、販路の確保として行政からの支援体制を構築できないか伺うについてのご質問にお答えをいたします。

農業競争力強化プログラムにつきましては、議員ご承知のとおり、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するために、政府の農林水産業・地域の活力創造本部が平成28年11月に決定したものであります。このため、生産資材価格の引き下げや農産物の流通加工構造の改革、収入保険制度の創設をはじめとした取り組みを行う中で、さらなる農業の競争力強化を実現するとしています。

特にも農産物の流通加工構造の改革では、農産物の流通加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進めるとしてしております。また、全国農業協同組合連合会の農産物の売り方の見直しが必要であり、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう、年次計画を立てることとしております。

したがって、本町としては、国の動向を見ながら、JAいわて平泉と情報共有する中で、農業者にとって有利な流通体制はどうあるべきか、県をはじめ関係機関と検討してまいります。

次に、⑥の生産調整により小規模な兼業農家を削減する方向が強まったが、小規模兼業・家族経営農家こそが食料生産と経済を支えてきた担い手である、農地の大半が中山間地域にあり、農

地の集積も難しい、こうした小規模農家の支援策について方向性を伺うについてのご質問にお答えをいたします。

本町における兼業農家の割合は、販売農家数全体の約80%であり、このような小規模兼業・家族経営農家がこれまでの食料生産を支えてきた担い手であることは、議員ご指摘のとおりであります。

また、本町では遊水池における大規模稲作、麦、大豆作経営も展開される中、あわせて中山間地域での野菜、花卉、畜産などとの複合経営など、それぞれの地域の特色を生かした水田農業が展開されておりますが、農地条件等々もあり、農地の集積が難しいのも事実であります。

小規模農家への支援策の方向性についてですが、引き続き国の経営所得安定対策等交付金を活用した転作作物の生産を推進してまいりますとともに、町単独事業について、継続事業であるビニールハウス整備事業や、道の駅への出荷を支援する新規作物導入支援事業の内容を一部見直ししながら、稲作単作中心から園芸作物への転換を引き続き推進してまいります。

また、新規事業として、もち米生産販売強化支援事業を創設し、もち米を生産販売する農家や民泊、農泊農家を支援してまいります。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉農業委員会会長。

農業委員会会長（千葉賢一君）

それでは、真篋光幸議員の2番、農地取得の下限面積要件についてについてお答えいたします。

①、②、③とそれぞれ関連がありますので、まとめてお答えいたします。

農地の権利取得における下限面積要件については、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて、農業委員会の判断で特段の面積を定めることが可能となっております。

当町の場合は、農地法第3条第2項第5号で規定している、都府県では50アールの農地の権利取得における下限面積要件とし、特段の面積は定めておりません。そのため、農地つき空き家を取得する場合はもとより、農業振興地域内、農用地区内外、都市計画区域用途地区を問わず、町内全ての農地について一律に権利取得の面積が50アール以上であることが要件となっております。ただし、草花等の栽培でその経営が集約的に行われていると認められる場合は、この要件は適用されず、必要面積の権利を取得することができることとなっております。

議員ご指摘のとおり、農地の権利取得における下限面積要件の緩和によって、定住促進や狭小農地の有効活用が図られる可能性は増してくると考えられますが、同時に、周辺の農地の農業上の効率的、総合的な利用の確保、ひいては担い手への農地集積に支障を及ぼすおそれもあると考えられます。

全国及び県内の約6割の農業委員会で独自に面積を設定していることを踏まえ、先行事例を研究しながら、新規就農者等の受け入れの促進、移住、定住化を図るとともに、視野に入れ、当町における農地利用のための適正な面積の設定について検討の上、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

それでは、順を追って何点か再質問をさせていただきます。

まず生産数量目標ですが、配分しても、冒頭申し上げましたように、あくまでも目安にすぎませんので、実効性の点で大変不明確なものになりはしないか、懸念が残るところであります。特にその目安を守らなくても、米の直接支払交付金が廃止されるなどのペナルティがなくなりますから、作付過剰が起り得るといふふうに考えられます。結果として、過剰生産による米価は確実に下落をすると予測されますが、この生産数量配分の目安を、農業者に遵守させる方策のお考えをお示してください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員おっしゃるとおり、目安ということですので強制力はなくなるというふうなことで、目安を今回示した中でどれだけの実効性があるかというのは、おっしゃるとおり疑問なところはありますけれども、ただ、これからは生産者の責任において、どのくらいの生産、作付けをしていくかというのは自ら決めていくというふうなことが国の方針として定まった以上は、こうした目安ということではありますけれども、そうした中でそれぞれ、当町の場合は一関地方農業再生協議会の中で関係機関とも協議しながら、そういった目安という形ではありますけれども、それに沿った形での生産をしていくというふうなことになっていきます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

例えばJAは、だぶついた米、目安を守らない農業者から引き受けないわけにいかないということになるかと思うのです。そうした場合のその農協の過剰在庫について、当然価格は下がるという事態が予測されるわけであります。その辺の、あとはその農業者の遵守するかしないかといった、もしくはそのことも踏まえた経営判断というものが、当然必要になってくることになるかと思えます。

そこで、2つ目に、この農家のためのセーフティネットとして、2019年から収入保険制度の導入が始まりますが、過去5年間の収入の平均額を算出して、この金額と申告時点での収入との差額の9割を補填するという仕組みであります。ただ、先ほどお話をしていますように、下落を間違いなくするという中で、下がった算定基準、より低くなった基準額とより低い所得の基準の差額が、その9割ということなので、決して農家の経営が、本当にそれでセーフティネットとして機能するかというと、非常に疑問なところがあります。

なおかつ、青色申告をしていなければならないということが条件になってございます。高齢者の小規模農家が加入するハードルが非常に高いのではないかというふうに思われますが、この青申告めたハードルの高さについて懸念を持つものですが、これについてのお考えをお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

新たに制度化されたこの収入保険制度ですけれども、確かに米価の、米のことを考えれば、下落をしたことで、5年間の平均をとるということですので、過剰生産になることによって米価が下がってきた場合には、基準となる所得ですね、その平均が下がってくると。その9割を補填するということですので、おのずと全体的に下がってくるということにはなろうかと思えます。

ただ、国のほうでは、今回この農業競争力強化プログラムの中で、自由に米をつくれるというふうなことで、生産者の責任においてというふうなことに移行してきておる中で、やはりこの制度については、どちらかというとな兼業農家というよりは、農業を主体的に取り組んで、農業専業農家ですね、そういった方たちを救っていくというふうな方向に大きくシフトしてきたのかなというふうに思っております。

今までの共済ですと、価格の低下といえば自然災害とか、水害でありますとか冷害でありますとか、そういった収入源に対しての対応をしておりますけれども、今回の収入保険については、自然災害とかそういったもの以外に、価格の下落等々の低下についても救っていくというふうな流れになっておりますので、5年間の、青色申告をしている方々ということで、ますます専業農家ですね、農業を主体として生産活動をしている方々にシフトしてきたというふうなことで、こういった制度について、国のほうで、全体を救うというよりは、やはり専業農家中心のほうにシフトしてきているのかなというふうな認識を持っております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

そのとおりなのですよね。結局、小規模農家に対する負担が非常に増していくということになるわけです。

それで、この収入保険制度については、その中身についてここで農林振興課長とお話をするということではありませんから、これの欠陥面も非常に危惧する部分があるのでお話をしたいところでありますけれども、次にいきます。

平成15年産米が、生産数量目標の配分が始まってからはじめて超過作付が解消して、目標内に生産数量がおさまったのですよね。それで、16年、17年も同様でありまして、これは飼料用米への転換が進んだことに起因をするものと分析をされております。

そこで、水田活用の直接支払交付金について伺いますが、米の直接支払交付金が廃止された後の個人で営農する農家にとりまして、この交付金を受ける営農計画が進むことになろうと考えま

す。戦略作物助成の加工米は10アールあたり2万円です。飼料用米、米粉用米が、管理方式にもよりますが、10アールあたり5万5,000円から、マックスで10万5,000円になっております。

ここに主食用品種のひとめぼれを充てた場合の、一括管理方式の場合と区分管理方式の場合との管理方式ごとの交付単価をもう少し詳しくお知らせいただけませんか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

ひとめぼれにつきましては、これは区分方式2つありまして、一括管理方式と区分管理方式ということですが、ひとめぼれにつきましては一括管理方式のみとなっております、10アールあたり8万円ということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真籠光幸議員。

5番（真籠光幸君）

それから、この作付する品種がひとめぼれでもいいということであれば、飼料用米とする品種の指定外品種制限というのはあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

品種については、ちょっと今時点では手持ち資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真籠光幸議員。

5番（真籠光幸君）

そうすると、それに先ほどのひとめぼれ8万円ということですから、答弁をいただいた中から、主食用米の場合と飼料用米との生産者の手取りの単価について、ちょっとシミュレーションをしてみますと、主食用のひとめぼれの平成30年度の単収目標は10アール505キロであります。8.5俵ということになりますね。恐らく下落すると思われますので、仮に1俵1万円だというふうな過程をいたしますと、10アールで8万5,000円というのが手取りということになります。

これが飼料用米にひとめぼれを出荷したとすれば、一括管理方式で出荷した場合とすれば、同じ505キロという単収で1俵300円、10アールあたり2,550円、プラス水田活用の直接支払交付金が8万円ということですから、あわせて10アールあたり8万2,550円という手取りになるという理解でよろしいのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

すみません、もう一度お願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

今年度のひとめぼれの予想単価が、8.5俵というのが目標ですよ、505キロですから。そうすると、1袋あたり5,000円だと仮に仮定してですよ、1俵1万円ですから、8.5俵の8万5,000円ということになりますよね。それに対して、飼料用米としてひとめぼれを出荷した場合の、飼料用米の単価は昨年度実績1俵300円ですよ。その8.5俵ですから2,550円という単価になります。それにプラス、先ほど課長が答弁いただいた8万円を乗せれば、8万2,550円というのが10アールあたりの農家の受け取る手取り単価という計算でいいのかという確認です。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

同じひとめぼれを主食用で出した場合、それとこの一括管理方式による戦略作物扱い、飼料用米として出した場合はそのとおりということによろしいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

そうすると、その飼料用米で出すということは、1俵いくらということから、10アールあたりでいくらになるかという、経営観念を変えなくてはいけないということなのだろうと思うんですね。

例えば、300円の1俵を農家が耕作意欲を持ってつくるかという話ですよ。それに交付金を充ててほぼ同じぐらいにするからいいということでは、やっぱりないのだろうと思うんですね。その辺については、農林振興課長とのお話の中で解決できるものではありませんから、先に進みますが、ますますたぶん耕作意欲は衰えて、離農が増えていくことになるのではないかという懸念が残るものであります。

そして一番は、飼料用米に転作をした場合、転換した場合ですね、それに対する交付金は12月末の支払いですから、例えば11月に土地改良区の賦課金とか、もしくは決済がありますが、この支払いに間に合わないという、普通に農家の経営的に非常に難しい部分がある。交付金頼りにするとそんな形になるんですね。収量的にあまり10アールあたりの手取り単価がそう変わらないとしても、入ってくる月のずれが経営を非常に圧迫することになるのだろうということで、この米粉用米もしくは飼料用米という、高い交付金をつける米作への転換はしていないという、個人はですよ、だというふう考えるんですね。

産地交付金についてのお尋ねでございますが、助成メニューの多収品種導入助成ですが、これは家畜への飼料用品種です。また、加工用米複数年契約助成は、焼酎、お菓子、米菓、みそなどで、年間需要量が78万トンと言われております。品種は主食用米が充てられております。ここに

業務用米としての助成メニューの必要性が私はあるというふうに思うのですが、業務用米であってもこれは主食用米になるので、助成メニューにはないという答弁をいただきました。

そこで、一関地方農業再生協議会が今年度の2月に発行した資料がありますが、その1ページ目に、水田農業の基本方針として、その推進の方向につきまして決意を述べているページがあります。1ページ目ですね。そこには、需要を先取りした売れる米づくりの推進とうたっております。方策としては、適地、適品種の作付推進、高品質、良食味米、安全生産の推進とうたっております。つまり、食の多様化に適合する指針をはっきりと打ち出しているのですが、この耐倒伏性があってなおかつ病気に強い、中山間地域に適合する品種の業務用米を作付推進を図るとしたことは、この基本方針とどこが違うのか、お考えをお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

経営所得安定対策、あくまでも国の制度に基づく中で、県の再生協議会を受けて一関地方農業再生協議会を組織して、産地交付金というものを交付しておりますので、基本的に今、この産地交付金につきましては、米からの転換というふうな観点で交付しているものでありますので、業務用米につきましては、やはりそれには該当できないというふうなことで、要件にはあたらないということになります。

議長（佐藤孝悟君）

最後の部分、はっきり聞こえていないのですが。

（「その方針に対しておかしいのではないかという質問です」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

一関地方農業再生協議会の方針としては、地域の農業振興というか、米政策の中では、あくまでもこの交付金のことについて言っているのではなくて、地域全体の水田農業の推進についてうたっているものでありまして、交付金については、産地交付金ですね、それについては、国の交付金のほうと連動しておりますので、なかなか独自に設定することはできないというふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

先にいきます。

業務用米について若干説明をしますと、需要数量は年間320万トンあるということになっていきます。もちろん比較的低価格の銘柄が多いのですが、これはとれるのですね、多収であることで、主食用米の生産以上の収入を確保しています。

隣の宮城県栗原市のJA栗っこ、取り組んでおります業務用多収米の品種、2016年産が320へ

クタール、2017年産で500ヘクタール、2018年は1,000ヘクタール作付を目指しているというふう
に新聞報道がありました。この収量が平均10アールあたり600キロ、最大で720キロはとれると言
われています。現在の600キロでもひとめぼれの2割増しの収量で、生産者収入は1割増しとい
う実績を報告されています。

特に人口減少に伴う核家族化の影響もあって、家庭内での調理が非常に簡素化をしておいて、
家庭で持ち込んで調理をするいわゆる中食産業が非常に伸びて、冷食を含めたですね、これは物
すごい勢いで伸びている。そこに来る米がない。いわて平泉から来る米含め、JAからのいわゆ
るブランド米ではないのですね。当然、そうすると、そこにほかの外米が入って調達をしている
といった部分が非常に多いということが問題となっておるところであります。

この水田活用の直接支払交付金や、産地づくり交付金の対象外、つまり自主販路の確保を目指
す方策として、行政主導にて産地づくりへの取り組みをやっぴりするべきじゃないかというふう
なことも検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

米の販売ルートといいますか、そういった販売先につきましては、農協、JAいわて平泉が中
心となりまして、さまざまところに、卸関係も含めて、今後、これだけ自由競争のような状況
になってきておりますので、町も関係機関と協力しながら、やはり中心になるのはJAではない
かなというふうに考えておりますので、協力しながら対応してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

オファーがすごいのだそうです。非常に、米市場のシェアの拡大ということも踏まえて、やは
り多様化する部分について対応する政策、方策を、ここがやっぱり転換期になるのだろうとい
うふうに思います。

ちなみにその、同じように業務用米の、現在の昨年度の農家の手取りのシミュレーションに
なりますと、平均出して600キロですから1俵9,000円、1袋4,500円ということになります。10
アールの9万円ということですから、もうひとめぼれを抜いちゃうということがはっきり見えて
おるわけですね。しかも多収性がある、耐倒伏性が強くて、病気にも強いということで、やっ
ぱり耕作意欲が増すということで、小規模農家が非常に元気になるのではないかとこのふう
に思います。

やっぱりニーズに応えた農政といいますか、政策を展開をしていくことも、これは絶対必要な
ことなのだと思います。ブランド主食米だけがニーズに合っているものではないということ、
ぜひご理解いただいたほうがいいのかなというふうに思います。

全てを業務用米に切り替えるということではなくて、市場ニーズを取り込む必要があるという
観点から、作付の多様化に臨むことが必要であるのだろうと思うのですね。

例えば、第2遊水池内の大規模圃場には、主流となる主食米、大豆、麦、野菜などを作付をする。束稲山麓の中山間地域圃場には、こうした業務用米、もしくは特定ブランド米、酒造好適米、小規模区画農地で成し得る高品質の米を作付をしてニーズに対応していく。そういった産地づくりをぜひですね、これは再生協議会とやっぱり議題にして進めていかななくてはいけないのではないかなと思うのですね。当然、そういった観点から、耕作放棄を防いだり、集積化も狙っていくということになりますから、ぜひそのような観点から、もう一度その見解をお伺いしたいところなのですが、いろんな多様化の作付に対して、協議会のほうで発信をしていくということはどうでしょうか。できますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員おっしゃるとおり、さまざまな多様化というのは、そういう観点は必要かとは思いますが、今ひとめぼれがまずこの地域の水稲の主流ということで、そこに高級ブランド米ということで金色の風というふうなことですけれども、実際問題、業務用米はかなりの需要があると、延びてきているということで、やはり低価格帯であるということでも人気が出てきているものでありまして、再生協のほうでは、やはりつくって売れるものでやらなければならないというふうなことで、今ひとめぼれを中心に、そこに金色の風をということですが、やはり地域独自の取り組みはこれから必要にはなってくると思いますし、これから本当に競争する時代に入ってきたということで、農協、再生協を通じることもですけれども、それぞれ独自に法人、アグリ平泉さんとかいろんな法人、これから法人をつくっていく中で、直接消費者と取り組むという場合もあるかと思いますが、さまざまな取り組みがあってもいいのかなというふうに思っております。

長島地区につきましては世界農業遺産を今進めておりますけれども、企業との連携というふうな動きも出てきておりますし、そうした個々の取り組みで、必ずしも再生協議会の中でということではなくて、それぞれの取り組みの中で独自に、直接消費者と結びつけるような取り組みもあっていいかと思っておりますので、そういった観点から町のほうも支援してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

次にいきます。

農業競争強化プログラムの流通確保の構造改革という大きな取り組みがあるわけですが、企業誘致と絡んで、この農業への異業種の参入を希望する大機運が実は非常に増えているのだということです。こういった観点から、平泉で農地を取得してそこに新たな圃場をつくりたい、買収をしたいという機運があります。主なるものでいきますと、クボタ、ヤンマー、イオン、富士通、住友化学、オムロン、カゴメなどが大規模なトマト農場を展開をしておるところであります。

こうした流通加工の改革ということになりますと、大きな流通をバックに持った大企業が、実

は直接農業に参入をしたいということが、これからどんどん加速化をしていくというふうに報道がありました。この点の、やはり町としてもそういった観点から、農地の、農業委員会のほうに、これからまたその部分でも絡めてお話をするのですが、やはり新たな観点からの取り組みを政策として、課題として検討していかななくてはいけないと思うのですね。

やっぱりJAにかわる新勢力が今後どんどん台頭してくると思われまます。農協の金融部門といえますか、それよりも、今スーパーL資金といったいわゆる国民金融公庫のほうにシフト、農業への資金貸出量はもう今、JAを凌駕するほどまでいっているわけですね。そういった点で、非常に農業方面に対しての企業が向ける目が熱くなっておるということを捉えて、今後その流通と産地と直接結びついたような形態の企業の誘致のあり方も必要ではないかと思うのですが、ちょっと通告している内容と若干違うかもしれません、もし町長、何かお考えあればお聞かせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいま議員から指摘いただいた部分については、今のさまざまな企業ですか、企業が数社出てきておりましたが、町としても、JAにこだわらないという意味ではなく、町の新たな、まさにこの900年の文化を支えてきた食文化を、やっぱり今後、町をさらに発展させていく意味で、これは農業という視点からも、一つの産業として農業を捉えながら、今般開設させていただきました道の駅との連動も含め、そしてもう一つは、今スマートインターチェンジ周辺の開発も視野に入れていろいろと検討させていただいておりますが、そういった中にも、商業施設のみならず農業の参入、つまり、あの周辺は特に優秀な農地が集積されている場所でありまますので、そういった部分に農業参入というのを今後取り入れていきたいというふうに思っております。その中にも若い方々が、やっぱり農業にいろいろな興味を持っている方々も都会におります。そういった方々にもこの平泉に来ていただいて、そういった産業への取り組みも視野に入れながら、先ほど数社、企業を議員からも出していただきましたが、そういったところとも正直コンタクトをとっている部分もあります。いずれ広範にわたって周辺開発に、特に今は周辺開発のことを言いますが、あの地域を特にそういった段階で参入も考えたいと思っておりますし、もう一つはあと道の駅周辺ですね、にもそういった優良な農地を確保しながら、新たなそういった農業参入を考えていきたいというふうに思っております。

しかし、これにも、ただ企業のみならず販売戦略、そして従来、地域の農業団体とも、これは援助しながらやらせていただいている部分もありますので、そういった部分もやっぱり、検討というよりもそういった従来やってきた方々とも連動しながら、また生産者部会も農協にはありますので、そういった部分との地域連携も考えながら、そこに企業がそういう農業参入していただけるにはどういった連携が必要であるかということ、大変重要なところだというふうに認識しております。

今後、議員ご指摘のとおり、さらにその内容は熟知しながら、中身を深めてまいりたいとい

うふうに、検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

ぜひそのような取り組みを強化していただきたいと思います。やはりこれからはコラボレーション、IT企業と流通企業とのコラボ、それから生産地のコラボですね、そういったことで打開していくいい機会でもあるのかもしれませんが、ぜひ進捗のほうよろしくお願ひしたいというふうに考えます。

時間も押してまいりましたので、下限面積要件について何点か質問させていただきますが、空き家とセットで農地を取得する場合に、農地法第3条の農地取得面積要件を引き下げる農業委員会が増えております。近年急増しております空き家バンクとともに、全国的な動きになっております。これは移住する方が農地も一緒に欲しいという要望に応えたものですが、家庭菜園として利用するに、現行の50アールではとても広過ぎて取得できないということで破談になっているケースが多発しているという実態もあります。そこで、担い手などの集積の妨げにならない場合につき緩和をして、移住定住促進を支援してほしいというふうに考えるものであります。

下限面積を緩和をしました農業委員会は、平成27年4月時点で30の市町村に及びます。そのうちの27の市町村が、下限面積を1アールに設定をしました。ほとんどが人口減少や高齢化が進む中山間地域です。どの農地も借りたり買おうとしたりする人は極めて少ない地帯ですね。空き家と一緒になければ動かないという判断から、各農業委員会が緩和を判断されたということであります。

この借り手の見込めないような農地でも有効活用していただくために、例えば中山間地域に限定するとか、もしくは5年間の耕作義務と営農計画を提出させるとか、一定の条件を満たした場合に限り、大幅に下限面積を緩和するといった方策をぜひ検討、していたのか、いたことがあるのか、ちょっとその辺の事情をお聞かせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

下限面積につきましては、ご指摘のとおり、県内でも約6割の市町村が導入しております。空き家対策、定住移住とか、そういったことを進めるためにはそういった措置も必要かなというふうには考えているところですが、農業委員会の内部では、まだ正式には協議しておりませんので、今後協議事項として検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

こうした緩和をすることで、新たな新規参入者、農業の新規参入者を育成したり、また最終的

に担い手に育って行っていただけるようにするには、最初から5反歩というのはちょっとハードルが高いのだと思うのですよね。まして、中山間地域の農地の5反歩なんていうと、ちょっとなかなか一気に素人では難しいのだろうというふうに思います。そういった面で、やはり新しい新規就農者の支援も含め、育成も含め、そこに新たな耕作放棄を生まないような、集積も進めるという観点から、ぜひ検討いただきたい、進めていただきたいというふうに考えます。

農地は、特に山間部、中山間地域の農地というのは、1年休むともう使い物にならないのですね。あっという間に原野化します。原野化すると、そこは当然階段状ですから、大雨の際に崩れたりすることが頻繁に起こる、非常に危険なものになります。なので耕作放棄はできない。好きでやっているのではなくて、実はやると崩れたりする危険性が増すので、嫌でもそこをつくらなくてはいけないという農家があることもお考えに入れていただきたいというふうに思います。

原野化すれば、当然有害な野生動物が人里に近づく原因にもなりますので、ぜひ前向きな検討を期待をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時14分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほどの答弁の保留がございましたので、農林振興課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

先ほどの真竈光幸議員からのご質問の中で、多収品種の業務用米に指定外品種はあるかということでしたが、指定外品種はございませんので、お答えしたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

通告2番、氷室裕史議員、登壇質問願います。

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

通告番号2番、氷室裕史です。

今回の一般質問は大別して2問あります。1問目は、平泉スマートインターチェンジ関連の整備事業についてです。

3年後に開設予定の平泉スマートインターチェンジは、当町のさまざまな産業の将来を担うも

のになり得ると考えられていますが、そのスマートインターチェンジがもたらすものは決してプラスの面だけではないと考えております。人や車の往来が増えることにより、近隣住民の生活環境が一変するのではないのでしょうか。その点について、以下の3点をお伺いいたします。

1つ目は、平泉スマートインターチェンジがもたらす諸問題、主に渋滞、振動、騒音、大気汚染などと、その対応策並びに近隣住民への配慮をどう考えているか。

2つ目は、町道祇園線と接続される地点の県道（主要地方道平泉巖美溪線、県道三日町瀬原線）への信号設置は可能か。

3つ目は、町道祇園線に新設される歩道は片側のみの計画であるが、それで歩行者の安全が担保されるかについて見解を伺います。

2問目は、平泉町の農業の展望についてです。

農業を取り巻く環境は全国的にも厳しいものであるということは言うまでもありません。それは農業を基幹産業としている当町としても例外ではありません。

そこで1点、平泉スマートインターチェンジの新設により農地転用が進むと考えられるが、当町の基幹産業に与える影響とその対応策に関して見解を伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の平泉スマートインターチェンジ関連の整備事業についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、（1）の平泉スマートインターチェンジがもたらす諸問題（渋滞・振動・騒音・大気汚染等）とその対応策並びに近隣住民への配慮をどう考えているかについてのご質問にお答えいたします。

本町は中尊寺をはじめとする多くの史跡、名所が点在し、その観光ルートを形成する県道瀬原三日町線は自動車交通が増大し、特に春の藤原まつり等の観光交通集中期には著しい渋滞が発生しており、また国道4号平泉バイパスは岩手県の主要渋滞箇所指定されているところでありますが、平泉スマートインターチェンジを設置することにより、既存インターチェンジからの観光客の交通が転換、分散され、渋滞緩和が期待されております。また、スマートインターチェンジに近接して整備を進めております駐車場を、パーク・アンド・ライドによる地域内交通への乗りかえ拠点として位置づけており、巡回バスのルート拡充を行うことでさらなる渋滞緩和が図られるなど、さまざまな効果を期待しているところであります。

しかしながら、スマートインターチェンジ近隣につきましては、交通環境の変化や通過車両の増加など、社会的配慮が必要と考えております。町道祇園線や町道佐野原祇園線などの周辺道路整備を行い、交通の円滑化を図り、供用後の道路交通に伴う振動、騒音及び大気汚染等につきましては、環境基準等を満足し、周辺施設の生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて適切な対応を講じるよう努めてまいります。

次に、(2)の町道祇園線と接続される地点の県道(主要地方道平泉巖美溪線、県道三日町瀬原線)への信号設置は可能かについてのご質問にお答えをいたします。

平成30年度に町道祇園線と県道三日町瀬原線交差点設計を予定しております。この設計の中で岩手県公安委員会との協議が必要となりますので、信号機による交通規制についても協議を進めてまいりたいと思います。

信号機の設置につきましては、公安委員会が行うものであり、道路管理者が設置するものではありませんが、必要についても協議してまいりたいと考えております。

次に、(3)の町道祇園線に新設される歩道は片側のみの計画だが、それで歩行者の安全が担保されるものか見解を伺うについてのご質問にお答えをいたします。

歩道等の整備につきましては、地域の実状に応じた適正な歩道規格の選定による歩行空間の確保に取り組んでまいりました。

町道祇園線は、主要地方道平泉巖美溪線から県道瀬原三日町線まで約1.5キロにつきまして、自動車、自転車、歩行者の各交通量や沿道の土地利用などを勘案して、歩道片側設置として計画を行ったものであり、安全かつ円滑な交通を確保されていると考えております。

次に、2番の平泉町の農業の展望についてのご質問、平泉スマートインターチェンジの新設により農地転用が進むと考えられるが、当町の基幹産業に与える影響とその対応策に関して見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

平泉スマートインターチェンジ周辺の農地は、基盤整備された農地なため、原則転用が不許可となる第1種農地ではありますが、事業完了後には、入り口から概半径300メートル以内は原則許可となる第3種農地となります。このこととともに、交通の利便性もよくなるため、議員ご指摘のとおり、農地転用が進むものと考えられ、農業生産力の低下が懸念されるわけですが、それらを防ぐために、農業プラントの誘致なども視野に入れて取り組んでまいります。

また、町全体としましては、基幹産業である農業、とりわけ水稻栽培については、平成30年度から生産調整が終了し、米の価格がどうなるか不透明ではあるものの、引き続き国の経営所得安定対策等交付金を活用した転作作物の生産、町単独事業のビニールハウス整備事業や道の駅の出荷を支援する新規作物導入支援事業の内容を一部見直ししながら、園芸作物への転換を推進してまいります。

以上であります。

議長(佐藤孝悟君)

1番、氷室裕史議員。

1番(氷室裕史君)

それでは、何点か伺わせていただきます。

答弁の中で、スマートインターチェンジに近接する駐車場をパーク・アンド・ライドによる地域内交通への乗りかえ拠点に位置づけるとありましたが、当町のパーク・アンド・ライドは巡回バスのルート拡充を行うことで渋滞緩和を図るとのことですが、恐らくこれはるんるんのことを指していると思いますが、るんるんは現在、地域住民の生活路線として活躍していますが、そこ

に多くの観光客が乗り入れるとなると、地域住民の生活路線としての役割に影響が出るのではないかと思います、そのあたりの見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

パーク・アンド・ライドの考え方につきましては、拠点拠点に駐車場を設けまして、まちなかには車を入れないという基本でございます。その中でバス、今運行している、るんるんバスのルートを拡充して観光客をまちなかに誘導するという考えも一つございます。

それで、地域住民の方々も利用するというでもありますので、その辺につきましては、お互いダブることのないよう、十分な運行ルート、あるいは運行本数等の検討を重ねた上で進めていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

実際にそういう問題が、京都市のほうのパーク・アンド・ライドのほうで起きておりますので、そういう例を参考にしながら検討していただければと思います。

次に、観光客にパーク・アンド・ライドを活用してもらうための努力というものをどういうふうに考えているか伺いたしたいと思います。

パーク・アンド・ライドを活用してもらわなければ、混雑緩和は困難だと考えられますが、今後パーク・アンド・ライドを、観光客の方々に前もって周知させるのは当然としまして、ほかに何かしらパーク・アンド・ライドを、来てくださった観光客の方々に活用してもらうための方策というのはあるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

パーク・アンド・ライドに対する観光客の周知ということでご質問をいただきましたが、現在、平泉スマートインターチェンジの1,100台の駐車場を設けるということは、今明らかにされているのですが、どういう施設がどういう形で入ってくるのかというあたりはまだ未定でございますので、その入ってくる商業施設なり、その内容等も見ながら、その方策は検討していかなければならないと思います。

また、道の駅のときもそうでしたが、例えばバス関係者だけではなく、自転車を運用しているレンタサイクルを運用している事業者、あるいは道路管理者、県とかですね、あと国、そういったところが一体となって、入り込みの推計とか、あわせて交通の動きがどういうふうになっていくかのあたりを検証していくというようなことがございましたので、このスマートインターチェンジ設置についても、そのような関係者が一堂に会していろいろな多面的な方策を検討していく、そういう場が設けられるというふうに考えております。それらを参考にいたしまして、

その後に観光客についての周知につきましては、現在使っておりますパンフレット等にその内容を盛り込んでいくとか、また、メリットとしていろいろなクーポン券などを活用するとか、そういったところも含めて、今後の課題になっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ぜひそういう先進事例を参考にしながら、1,100台の駐車場をフル活用していただけるような方策を考えていただければと思います。

次に、先ほどの答弁の中で、スマートインターチェンジ近隣については社会的配慮が必要であり、騒音、大気汚染など環境基準等を満足するように努めるとお答えいただきましたが、環境省が明示している環境基準に照らし合わせますと、町道祇園線一帯は恐らく騒音に関しますと、今後は地域の類型Cに該当し、昼間は60デシベル以下、夜間は50デシベル以下が基準になると思われませんが、この基準を下回るだけでは、子育て可能な環境ではあるものの、先ほど町長が施政方針演述の中でおっしゃっていた、安心して子育てをできる環境づくりには少しそぐわないのではないかと考えております。より地域住民に配慮した、地域の実状に応じた方策を今後考えていただけるのか、見解をお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

騒音等に関しましては、環境基本法に定めた基準がございます。それを超えるような場合につきましては、ネクスコのほうで遮音壁等の中の対応を考えたいという話をされております。その基準を、定める基準は基準といたしまして、皆様方からの要望を伝えながら、できる限りの対応をお願いしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

今の答弁ですと、基準を下回ればそれでいいというふうに私には聞こえてしまうので、本当に実状に応じた方策、考えていただきたいと思っております。

では加えまして、今お答えいただきましたけれども、例えば環境基準にはないですけども、夜間の、最近よく話に出てくる光害、光の害というものがあまして、そういうものも実状に応じて何かしら対策はしていただけるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

光の害につきましても、実状を調査しまして、必要ということであればネクスコのほうに要望

をしていきたいと思ひます。

議 長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

その光の害のほうに関しては、なかなか基準もないですけれども、平泉町がもし取り組めばこれは先進的な取り組みになるので、ぜひやってほしいと思っております。

それでは、もう一つ、同僚議員が定例会12月会議でも質問したことでありますが、関連の整備事業として駐車場へのトイレ設置はどう考えているのか。トイレが設置されませんと、駐車場の隅で用を足される方が出てきたり、そういう方がいますと近隣住民や環境へ悪影響を及ぼすことも必須であります。また、町道を横断しないとトイレに行くことができないともなれば、無理な横断を試みてしまい、これも要らぬ事故のもとになると思われまひます。そのあたりの駐車場へのトイレの設置に関して見解をお伺ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

駐車場へのトイレの設置につきましては、周辺施設開発の計画もござひます。それらとの調整をとりながら、必要とあれば整備することになろうかと思ひますが、いずれ周辺開発との調整をしながら検討していきたいというふうに思ひます。

議 長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ぜひ、トイレの設置に関しては本当に近隣住民の方も切に願っていることですので、ぜひ前向きに検討していただければと思ひます。

次に、信号の設置に関して再度伺ひます。

答弁の中では、信号機の設置は公安委員会が行うものであるが、必要性についても協議していきたいとありましたが、おそらく10年以上前から、県道と町道祇園線の接続地点の危険性については何度も指摘が繰り返されていると思われまひますが、その都度、近隣住民及び設置を決める公安委員会には、この接続地点の現状をどのように説明してきたのか伺ひます。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

公安委員会に話をするときに、この地区におきまひては、一関警察署交通規制対策協議会というのがござひまして、道路管理者、あるいは交通にかかわる方々が集まって話しする会議でござひます。この中で協議いたしまひて、その結果をもとに警察署のほうから公安委員会に内容を話しすると、そういうことになっております。

その前段といたしまひて平泉町での考えを聞かれるのが多々ござひます。今までですと、国等

に必要性は話ししてきておりますが、また、なかなかその会議に上げるまでには至っていないというのが今の状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

なかなか会議のほうに上がる話までにはいかないということですが、では、今後その会議に上げてもらうために、おそらく今までと違うアプローチの仕方をしていかなければならないと思いますが、どういうふうに今後アプローチしていくのか、何か青写真がありましたらお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

交差点の信号規制につきましては、特にも三日町瀬原線につきましては、あの付近に信号機がたくさんあるということで、信号機の設置につきましては総合的な判断で設置されるようでございます。それから、信号機にするということになりますと、それなりの交通量の話も出てまいりますので、なかなか即設置するというのは難しいだろうというふうに思っております。

ただ、事故の状況等もありますので、その辺を公安委員会協議の中でお話ししまして、公安委員会の考えを聞きながら進めていきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

あの辺は本当に事故も起きますし、ただ、事故直前というか、事故一步手前というのは結局事故ではないです。ですので、事故が1件起きているとしましても、実際事故直前であったものは何件も起きているわけでして、本当にあの辺は危ないところですし、また、今建設水道課長がおっしゃっていた、信号に関しましてもなかなか公安のほうで、信号設置基準というものを、必要条件が5つあって、そのうちの恐らく4つは満たしていると思いますけれども、必要条件の1つの「隣接信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること、ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。」とありますので、この信号設置基準を満たせないわけではないと思いますので、本当に町から公安への要望の出し方次第では、何とか信号の設置が可能だと思いますので、何とか当局には頑張ってもらえればと思っております。

続きまして、実は町道祇園線は、県道に合流接続する地点が若干北側に道路がカーブしております、右折車の視界が非常に悪く、前方に右折車がありますとすぐに祇園線は渋滞してしまいます。現状の道路構造では、スマートインターを降りた車が国道を抜けるためには、その接続地点を右折するしかなく、またスマートインターは大型車の乗り降りもするため、今以上の渋滞を引き起こすことが容易に想像できます。

そこで、左折車の流れを緩和するためにも、右折車のために右折レーンを設置してはどうか。見解をお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

右折レーンの設置につきましては、交通量と設計速度、それから幅員等ですね、さまざまな要因がございます。当然、町道側の右折レーンは必要だろうというふうに思っておりますので、その辺を含めた交差点設計を平成30年度に行いたいというふうに思っております。

交通量にもよりますが、場合によりましては、町道だけでなく県道の右折レーンも必要になる可能性もあるということで、詳細につきましては今後その設計の中で、あるいは設計と、公安委員会協議ですが、その中で決めていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

それでは、当局も地域住民から聞いている話ではあると思いますが、いすゞの裏を整備して国道に抜ける道を通してほしいという地域住民の声がありまして、それに関して見解をお伺いいたします。また、仮に整備して国道に抜ける道をつくるとなるといくらぐらいかかるか、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今のバイパスタッチとなりますと、バイパスのタッチ地点からちょっと北側にさかのぼるあの橋がございますが、あの橋のかけかえから必要になるだろうというふうに思っております。それから、交差点間隔が短くなると。バイパスと県道の交差点、3 差路ですが、あそこ、今話された交差点の間隔がとれなくなるだろうというふうに思っております。それで、協議はしますが、たぶん公安委員会、あるいは道路管理者の許可が下りないだろうというふうに予想しております。

それから、工事費について積算したことはないわけですが、ただ、さっき話したように橋の拡幅がございますので、かなりの金額になるだろうというふうに予想してございます。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

仮に物すごい額がかかったといたしまして、また公安の許可、仮に下りたとしますと、いすゞの裏を整備して道を通したとします。そのメリットというのは、容易に国道に抜ける道ができて渋滞が緩和される。また、国道に抜けるために危険な右折をする必要もなくなります。さらに、観光客が国道に隣接している道の駅へのアクセスも容易になり、集客も見込めます。そして、現

在世界農業遺産登録を目指している長島地区へのアクセスも容易になると。このいすゞの裏を仮に通すことができれば、直近ではなく将来的な当町にとってのメリットも多大であると考えられますが、仮の話ではあります、見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

費用対効果を鑑みて、どの方法がいいのか、検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ぜひ検討していただければと思っております。

それでは次に、歩道に関して質問いたします。

自動車や歩行者などの各交通量を勘案して計画は立てていとありましたが、スマートインターが新設されることにより、どの程度の歩行者、自動車の増加を見込んでいるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

祇園線につきましては、計画交通量1,200台ほどの交通量を見込んでございます。歩行者に関しましては、算定したものはございませんが、さほど多くの歩行者、開通後歩行者が増えるということは予想してございません。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

歩道の設置に関しましては、道路構造令第11条によりますと、必要に応じて両側歩道を設けることができると明文化されております。片側だけですと、開発行為などで一時的に歩道が封鎖された場合、あるいは13歳未満と70歳以上は歩道を自転車で行くことができるため、歩行者には危険が伴い、そのリスクを少しでも避けるためにも歩道を両サイドに設置すべきであると考えておりますが、それはいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

歩道の設置につきましては、道路構造令等で基準は決まっておりますが、歩行者交通量が1日400人以上の場合には両側にしなさいというふうになってございます。それで、この現在の交通量、将来交通量も含めまして、歩行者の推計から、片側としたところでございます。それから、自転車の通行も見込みまして、歩行者の交通だけ考えれば1.5mの歩道でいいわけですが、将来自転車の歩行も考えまして、2m50の歩道の設置というふうに決定したところでござい

ます。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

スマートインターチェンジの整備だけではなく、近い将来というか、今、国のほうも免許返納などで、そういう動きをしております、たぶん予想している以上に歩行者というのは、地元住民のほうからも特に増えると思いますので、スマートインターチェンジ効果、それと免許返納の動きもありまして、それを考えますと、やはり歩行者というのは予想以上に増えると思いますし、その辺を勘案してもう一度検討していただければと思います。

また、今回のこのスマートインターチェンジ、大型事業は、住民の生活に係ることが非常に多いです、この話の中身の相談を地権者だけではなく、地元住民と緊密な連携を図ってやっていくべきだと思いますが、今後意見交換や説明会など密にやっていく予定があるのか、その点について伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

この間、先般、地権者の方々と区長さん方にご連絡したところでございますけれども、いずれにいたしましても、スマートインター周辺につきましては、非常に大きな事業でございます。地域の方々のご理解、ご協力がなければ進まないものと理解しております、事あるごとに説明会等は開催していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

その際、その工事の進行状況など、本当に近隣住民というか地元の住民の方々は、生活が変わってしまうのではないかと不安に思う方がすごい多いので、ぜひ緊密に意見交換や説明会をやっていただければと思っております。

もう一つ伺いすることがありまして、スマートインターに付随する駐車場というのはアスファルトなのか、砂利なのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

維持管理も考慮しまして、アスファルト舗装で仕上げたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。駐車場のほうもしっかり整備していただけるということで、今後、ス

スマートインターチェンジ事業、この近隣のほうの事業もうまくいくように頑張っていたらと思います。

次に、スマートインターチェンジが基幹産業に与える影響について質問いたします。

答弁の中にありました農業プラントの誘致、これは仮に実行するとなりますと国の補助金というのがあるのか、まずこの点を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

農業プラントということで、さまざまな、先ほども真竈光幸議員からの質問にも、クボタでありますとかキセキでありますとか、大手の企業がトマトのハウスというようなこともありますけれども、さまざまなそういった企業の事業が想定はされますけれども、国の補助金につきましては、活用できるものがあれば活用したいと思いますが、今のところはまだそのところまでは至っておりません。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

先ほどの同僚議員の話と、私がおそらく今から真逆のことを言ってしまうと思いますが、農業プラントというのは高コストで、また通常の栽培がなされた野菜との差別も難しいとのことで、NPO法人イノプレックスというところが植物工場ビジネスの調査レポートというのをを出しまして、それによりますと、実に70%近くの農業プラントが赤字あるいは撤退を余儀なくされているとのことです。

この農業プラントの誘致に関して、私は非常にリスクが高いと思いますが、その辺の見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

さまざま事例があるかと思いますが、やはり誘致にあたっては、その企業のこれまでの実績とか、あるいはそういった国の補助制度の活用が可能であるとか、あるいはその土地のどれくらいの広さが必要であるとかといった、さまざまな観点から検討しなければならないと思います。そうしたことを踏まえ、スマートインター周辺については、総合的に全体をこれから考えていくものというふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

私としましては、こういう言い方はあれですけども、農業プラントのような、先行きが正直あまり透明ではない、不透明なものに将来性を求めるよりも、先ほどの答弁にもありました町単

独事業のビニールハウス整備事業を進めることや、見直しを含めた道の駅への出荷を支援する新規作物導入支援事業を進めることのほうが、地味ではありますが、今後の平泉町の農業に資するものになるのではと考えておりますが、そこら辺の見解も伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

農業振興につきましては、さまざまな考え方があろうかと思えます。現状の農業者の高齢化でありますとか、後継者の問題等々を考えると、1つには企業の農業プラントなどを誘致して、そこに雇用の場を設けて、若い人たちをそこで雇用して一定の農業生産高を上げていくという方法もあろうかと思えますが、現状につきましては、やはり昨年オープンしました道の駅、この農産物の直売所、ここをやはり最大限活用するというふうな方針は変わっておりません。

今回もビニールハウスの補助の団体の部分について、新たに今回新年度予算に計上させてもらっておりますし、新規作物の助成についても、昨年新規事業で、今年度ですね、のせておりますが、なかなか利用者がいないというふうなことで、これについても活用されるように一部内容を見直して、ハードルを下げてそれを使っていたきたいと思えます。

やはり平泉町の農業の状況は、兼業農家が多いというふうなこともありますので、そういったところに、道の駅平泉を最大限活用する方針を今後とも掲げていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

今答弁の中で、若者の農業従事者の話が少し出ましたが、先月の19日に、8区から10区の農業従事者の方と今後の平泉町の農業を憂えている方々が集まりまして、農業に関する懇談会を開きました。農林振興課長ももちろん出席していらっしゃいましたけれども。その場で多く出た意見としては、今後の平泉の農業を継続させていくためには、次世代の若者にとって農業が魅力的である仕事でなければならないというものでした。この魅力というのは何を指すかといいますと、生活基盤の構築がしっかりできる農業でなければならないということです。

私が昨年9月か12月かの定例会で、町外からの若年層の新規就農者への支援をしてみてもと一般質問しましたが、既存の就農者の理解を得られにくいとの回答で難色を示されたわけですが、今回のその懇談会にも私も出席しまして、既存の就農者の方々の話を聞きましたが、そういうサポートに関して、決して否定的な空気は感じられませんでした。

そこで、既存の就農者と当局の懇談、意見交換の場を、今後の平泉町の農業のためにも密に設け、またその場の意見によっては、就農者の若年層の新規就農者支援も再検討していただけないか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

地域農業を考える懇談会ということで、昨年に引き続きまして今年度も開催させてもらっております。町内10カ所ですね、今回は、昨年7月に農業委員会法の改正によりまして、新たに農地最適化推進委員という方々が町内に12名ほどできまして、その方々が中心になって、今後の地域農業を、自分たちの地域をどうしたらいいかというふうなことを、ことし2月に開催したものをきっかけにしながらですね、これから地域で何回となく話し合うというふうな、今体制になっております。

新規就農者につきましては、既存の町単の事業もありますし、県の事業もありますけれども、ぜひ活用していただくように、今後とも支援は継続してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

ぜひ今後もそういう、就農者の方と意見交換の場、そういうものを密に設けていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時08分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

通告3番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

通告3番、高橋伸二でございます。

私は大きく3つについて質問をしたいというふうに思います。

第4次行政改革プラン、そしてそれに基づく後期基本計画の取り組みが始まって、平成30年度はまさに折り返し地点の3年目にあたるわけであります。そういう立場から見ますと、この平成28年度、初年度、そして2年目の平成29年度の取り組みをしっかりと総括をすることが、折り返し地点を迎えて残り3年の中で取り組むべき課題というものがはっきりしてくるのだろうと、このように思います。

そういう基本的な考え方に立ちまして、以前の定例会一般質問で第4次行革プランなり、あるいは後期基本計画にかかわる点について質問させていただきました。その中で答弁として、検討

ないしは見直しをする部分などについて、一定程度の回答をいただいていたわけでございます。それが3年目を前にしてどのような経過になっているのかということを中心にお伺いをしたいというふうに思います。

その1つは、第4次行革プランの平成28年度実績評価に基づく平成29年度の取り組みにかかわってでございますが、1つは、平成28年度の取り組みの中での未達成事項があるわけでございますが、その未達成事項を平成29年度の中でどのように取り組まれたのかということでございます。

2つ目は、恒久的な自主財源の確保というのが極めて大切であるというふうに訴えさせていただいてきました。この取り組みについてお伺いをするものであります。

そして3つ目は、行革プランの実績評価手法の見直しをすべきではないかと、こういう提起もさせていただいたところでございます。このことについての検討の中身についてお伺いをするものであります。

4つ目は、行革プラン全体の進行管理、いよいよ2年を経て3年目以降の進行管理をどのようにしていくのかということについてお伺いをするものです。

2つ目に、プランに基づく後期基本計画の取り組み経過と課題について、2点お伺いをするわけです。

1つ目は、平成29年度までの取り組み経過から見えてきている課題というものについてお伺いをします。

2つ目は、3年目の重点的な取り組み施策についてお伺いをするものであります。

次に、教職員の長時間労働是正に向けた対応についてお伺いをします。これも昨年の3月会議から教育委員会のほうに見解を求めてまいったところではありますが、その後の経過、現状を含めて今後の対応を伺うものであります。

1つは、平泉町教職員衛生委員会の実態改善がどのように進められようとしているのかということでございます。

2つは、県教委が明らかにしましたICカード付きのタイムカードの導入について、本町における考え方を伺うものであります。

そして3つ目は、これまた県教委が明らかにしてございますが、部活指導員配置の見直しについてお伺いをする。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の、第4次行革プランの平成28年度実績評価に基づく平成29年度の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、（1）の平成28年度未達成項目に対する平成29年度の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

第4次行政改革プラン初年度の平成28年度の実績は、57の取り組み項目のうち49の実施で、達成率は86%となっており、未達成項目は、会議内容の公表3項目、町議会の委員会、教育委員会、農業労働力調査協議会、各種団体の自立支援、政策評価の実施、工業団地の売却促進、経常収支比率の改善、企業誘致プロジェクトチームの活用の8項目であります。

未達成項目に対する平成29年度の取り組みは、会議内容の公表では、町議会各委員会の会議内容、会議録の公表については、議会運営委員会において検討され、委員会の会議録の公表は行わないことと決定されたところでございます。教育委員会議その他協議会の公表については、公表予定となっております。

各種団体の自立支援については、平成29年度において既に1団体の事務局の移管が行われたことから、達成しております。

政策評価の実施については、平成29年度が終了した後、本年5月に実施することとしておりますので、平成29年度においても未実施となる予定でございます。

工業団地の売却促進については、現在も未売却となっておりますが、鋭意努力中でございます。

経常収支比率の改善については、内部管理事務の改善、庁舎維持コストの縮減など、努力しているところですが、燃料費の高騰や日照不足により太陽光発電の減少、厳冬による暖房等の使用増、除雪費用の増、さらに人件費や医療費助成の増加により、経常的経費が増加する見込みであり、税込等の徴収率の向上による経常収支の増額取り組みを行っているものの、普通交付税の減少もあり、達成目標値としている87%に達しない見込みとなっております。

企業誘致プロジェクトチームの活用については、企業誘致自体がナーバスな案件となっていることから、現在プロジェクトチームの開催に至っておりません。

次に、(2)の恒久的な自主財源確保の対策についてのご質問にお答えをいたします。

企業誘致に向けた誘致活動、定住促進宅地の分譲、町単独医療費助成の拡大、多子世帯やひとり親世帯の保育料の軽減など、働く場の確保と定住を促す施策について、引き続き実施してまいります。

また、収入対策として、町税等の徴収率の向上に向け、徴収マニュアルの作成や債権の管理について全庁的に取り組みを進めてまいります。

また、事務事業評価、政策評価により、既存事務事業の見直しなどで捻出できる財源の有効活用に努めてまいります。

次に、(3)のプランの実績評価手法の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

プランの実績評価方式の見直しについては、このプラン期間中においてはこれまでどおりの評価方式とすることを、行財政改革推進委員会において確認しております。なお、5年間通しての目標値、内部管理事務の改善や庁舎維持コストの縮減については、実施した、しないの判断が明確となるよう、年度ごとの達成目標数値を定めたところでございます。また、検討結果が出たものについても、社会情勢、現状も変わることから、毎年度検討をしております。

次に、(4)のプラン全体の進行管理についてのご質問にお答えをいたします。

今後とも取り組みの実施状況等を把握し、進捗に遅れ等が見られる項目については課題を検証

するなど、今後の取り組みの向上に努めてまいります。

次に、2番の後期基本計画の取り組み経過と課題についてのご質問の(1)平成29年度までの取り組み経過と課題についてのご質問にお答えをいたします。

後期基本計画につきましては、平成28年度から平成32年度までの計画期間となっておりますが、この計画は町の最上位計画であり、計画の進捗管理に基づく事業の実施が最も重要であると考えております。

昨年5月には計画の目標指標に対する1年目終了時の進捗状況調査を行ったところであり、8月には実施計画に係る事業計画について各課ヒアリングを行い、進捗状況調査の結果をもとに、政策として実施する事業及び目標指標の達成に向けて優先的に実施する事業を決定し、実施計画の策定に反映させたところであります。

今後につきましては、ことし5月を目途に、計画2年目終了時点の状況について、今年度実施した進捗状況調査に加え、事業の効果や分析、評価などの項目を加えた施策評価を実施し、施策の効果を把握し、必要性や効率性、有効性などの観点から、自ら評価を行い、その結果を次年度に反映させる仕組みを構築してまいります。

また、3年目を迎える来年度は、こうした計画の進捗管理に重点を置いて取り組み、後期基本計画の実現はもとより、次期計画の策定にもつながる仕組みとして役場全体として定着させてまいりたいと考えております。

次に、(2)折り返し点に立った3年目の重点取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

目標指標に対する1年目終了時の進捗状況については、特に産業分野において達成率が低い傾向にありますので、計画目標の達成に向けて、農林業や商業の振興を重点に着実に施策を進めてまいります。

次の3番、教職員の長時間労働是正に向けた対応についてのご質問につきましては、岩淵教育長から答弁をさせます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

3点目の教職員の長時間労働是正に向けた対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、平泉町教職員衛生委員会の実態改善についてであります。平泉町教職員衛生委員会は、今年度8月に設置をし、2月23日に第2回目を開催いたしました。

構成員の任期は1年とし、教育長、教育次長、学校長、学校衛生推進者、養護教諭、教職員の代表、その他必要と認める者の中から10名以内と定めておりますが、毎年状況に応じた構成ができるように、職名別の人数は定めておりません。本年度は衛生委員会設置の初年度ということもあり、各校の現状や取り組みの状況などを確認するため、校長は3名全員とし、学校衛生推進者、養護教諭、教職員の代表については、それぞれの代表1名を任命したところです。来年度以

降の構成員については、学校側の意見なども取り入れながら、適正な委員構成に努めてまいります。

2点目のタイムカードの導入についてであります。タイムカードの導入につきましては、2月に開催した教職員衛生委員会において協議したところ、教職員の勤務時間管理の意識づけのためには効果的ではないかとの意見もあったところです。また、来年度、県教育委員会では全ての県立学校への導入が決まったことから、県内市町村においても導入が進んでいくことも想定されますので、当町においても導入に向けた検討を重ねる必要があるものと考えております。

次に、3点目の部活動指導員配置の見通しについてでございますが、部活動指導員の配置につきましては、全国では約7,000人、岩手県教委では平成30年度、中学、高校合わせて100人程度を配置し、それ以降も拡大の方向であるとしております。

部活動指導員は、これまでのボランティアによる外部講師とは違い、非常勤講師として採用される職員で、勤務は1年間に35週、週3回、1日2時間の頻度で指導にあたり、高校分は県教委が配置費用を全額負担、中学校の場合は費用の3分の1を補助し、残りの3分の2を国と市町村での負担となっています。職務は、大会等への生徒の引率や部活中の生徒指導、事故発生時の現状対応など、教職員と同様の責務を担うこととなります。

平泉中学校部活指導の現体制は、教員顧問と外部指導者であるコーチが連携協力しながら指導に当たっており、子ども達にとって大変よい形であると捉えております。

教員の働き方改革を進める上で、部活動指導時間の問題を改善していかなければなりません。部活動の中学校教育において培ってきた役割も考え合わせ、かつ指導員配置上の問題点も洗い出しながら、時間をかけて現場と協議しながら検討すべきであると考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それぞれ答弁をいただいたわけでございます。これまでの質疑の経過を踏まえて、答弁のあった事柄で進展もされている部分が十分にあるわけでございます。きょうはいわゆる停滞をしているといいますか、まだまだ前に効果が進んでいない部分についていくつかお伺いをしたいというふうに思いますが、総務課長、何かインフルエンザで大変だったみたいで、今年の9月会議と全く字句が同じ答弁がですね、数行ございましたけれども、この間の議論を建設的に進めていくという立場から質問させていただきたいというふうに思います。

1つは、未達成項目の中に効率的な行政経営の推進を進めるということでの政策評価の実施というのがあります。これは第3次行革プランも眺めてみました。ところがですね、第3次行革プランを含めて、どういうわけかこの政策評価だけは一度もその種の会議が招集をされていないという、実績とは言わないですね、実態があるのです。

そこで、やっぱりこの政策評価会議の位置づけというのは、事務事業評価をはじめ、行政の効率化などに、引き続きどこに課題があってどのように取り組んでいくのかということを探求をす

る部分だというふうに思います。なぜ7年間もこの政策会議、第3期プランから実施をされてこなかったのか。特別な事由があるのだろうかというふうに思うのですが、お聞きをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

政策評価に関しまして未実施だったということですが、役場の事業は一番下に事務事業がありまして、その上に施策、その上に政策となつて、これらを達成することによって、町の将来像というものを実現していくという形になっております。

それで、議員おっしゃるとおり、町としても政策評価をしたいということでは考えてきました。この政策評価自体は、バブル崩壊後の行政の効率化というものが求められたということと、1つは市町村合併が平成に大きくなされた。この中で、一つ大きな目標としてはまず二重行政の解消等々、あとは合併自治体のスケールメリットを使ったこういう評価をしていこうということの動きの中で活性化されてきたものでございます。平泉町としてもぜひこれをやっていこうということで、取り組みを開始したわけでございます。

それで、今まで行政ではそのとおりにしてきたことはなかったことでしたので、研修会等に行ってみただけでございますが、かなりの事務量があるということがわかってまいりました。この事務量をこなすために、各職員、各課にデータの提供をお願いしなければいけないという意味で、非常に事務負担が多いということがわかってきて、評価するために事務事業が増えていくというのは一体どうなのだというような議論がありまして、内部としては、できるだけ効率的にできる方法というものがないものかということで模索してきたわけでございます。

それで、まちづくり推進課としましては、この課ができたことによりまして、総合計画の進捗管理等々もかなり細かく行えるということができるようになってきましたので、これとともに行っていくことによって、各課にお願いする事務の負担の軽減等が図れるだろうという見通しが、今現在立ったところでございます。

おっしゃるとおり、もっと早くに実施すべきだったということはお指摘のとおりでございますが、できるだけ事務負担のないような形で実現できる段階に来まして、来年度には行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

やることによって業務量がふくそうして、そのことが職員の手かせ足かせになるということは逆にマイナス効果なわけですから、今言われました総合計画との進捗状況などとタイアップをさせながら取り組んでいくということでは、ことし5月でしたっけか、はじめて開催をするということですので、その推移を見させていただきたいと思います。

次に、企業誘致のプロジェクト、そして企業誘致に関してお伺いをいたします。

昨年の3月会議では、非常にいいところまで何とかいきそうだと、県とタイアップをして進めていますと、こういうことで私どもも期待を持ったわけですが、実を結びませんでした。その際の答弁の中で、いわゆるさまざまな課題があったと、このように述べられているわけです。

私どもが昨年からの議場での議論に参画をさせていただきまして、企業誘致促進に向けた補助金交付要綱というものが新設をされた。それがさまざまな課題の解決の大きなキーポイントなのだろうというふうには実は承知をしたわけなのです。それもあるのでしょうけども、しかし現実問題として、企業誘致問題がなかなか進まないというふうになっているわけです。

そこでお伺いするのですが、平泉町、本町としての自助努力でもってそのさまざまな課題というものが解決できるものなのか、できないものなのか。そして、解決できるものであるとすればですね、その課題というのを今後の誘致活動に向けてどのように取り組もう、生かそうとされているのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

昨年は皆さんにいい報告をしたいというふうには思っておったわけではございますが、ちょっとご期待に応えられなかったというのは本当にご指摘のとおりでございます。

それで、昨年度新設をしましたこの交付要綱でございますが、これは少なくとも、近隣市町との同じ条件にやっとなった。現実を言いますと、条件すらが当初から一緒ではなかったわけで、それをすることによって対等な条件になったということは、皆様のおかげでたどり着いたところでございます。

ただ、このうまくいかなかった理由に関しましては、いらっしゃらなかった企業さんに直接聞いたわけではございませんが、恐らくは、1つには面積の問題があったのだろうなということは内々に考えております。この面積に関しましては、町としましては、現状としてはいかんともしがたいわけではございますが、今現在もちょっと交渉している企業さんがございまして、やはり面積等の話を言われますが、ひとつ今回来ていただければ、次の段階としてまた新たな工業団地というものは考えることは可能ですというような回答はしております。現在の段階で一気に広げるということは無理にしても、面積案件に関しましてはそのようなことで何とかクリアできるのではないかというふうには考えております。

ほかにもまだあったのだろうなというふうな形では思っておりますけれども、こちらでは推しはかるしかないところがございますので、さまざまな問題に関しましてあるのだろうと思いますけれども、それらにつきまして推しはかりながら、できるだけ解決して、企業を誘致できるような形にしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

今の面積の関係、ちょっと後でお聞きをしたいと思います、その前にですね、岩手県とタイ

アップをして誘致活動に取り組んできた。この間の質疑をひも解いてみますと、町独自では動かないのだということのを再三主張されているわけなのです。そうしたときに、県とタイアップをして進めてきている中で、県側から本町に求められている改善点というのではないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

県のほうからさまざまな情報交換はしておりますけれども、今現在、県のほうからうちの工業団地について、ここを改善してほしい等々の要望はありません。ただ、県のほうでも、町としての考え方等々で、今後あそこが埋まった場合どうしていくのだとか、そういう将来的なことは聞かれることはございますけれども、今現在での工業団地について、こういうふうにしてくれ等々の指導につきましては今はございません。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

特に工業団地に対する要望というか、そういうものはないということなのです。そうしますと、やっぱり一番大きなのは面積なのですね。

そうすると私の脳裏にこう浮かんでくるのが、去年の定例会の中で、いわゆる町側の考え方としてですね、新たな工業団地の造成をしたいという意向が示されたことがございますね。それに対して私は、たぶん一般質問だったと思うのですが、それは拙速な判断ではないですかと、少なくとも今、高田前団地が2つあいているのだから、そこをしっかりと埋めた後にやるべきだというふうに言いました。町長もそのことを受けて、その考え方については大事にしたいという趣旨の答弁をされた記憶があるのですがね。

やっぱり今、平泉町の一番大きな課題というのは、どのようにして企業を誘致をして税収を増やし、あるいは定住者を増やし、雇用を確保するかという大きな課題がある。面積が障害となっている、障害という言い方はきついかもしれませんが、面積が足かせとなって誘致がなかなか前に進まないのであれば、ここは思い切ったまさに政策判断というものが、私は必要になっていくのではないかというふうに思うのですよ。それは一番最後のところで、いわゆる3年目以降の具体的な政策、施策としてどう考えているの、いつ示すのというのは後でお聞きをしますけれども、そのことはですね、真剣に庁内の中でも議論をすべきだろうというふうに、これは今までの私の主張を一步進路を変えてですね、そんなことを主張させていただきたいというふうに思います。

次に、恒久的な自主財源の確保対策についてお伺いをします。

きょう提案をされました平成30年度予算の町税収の徴収のポイントである徴収率のアップについても、後期基本計画の中にも示してございますが、前年度よりもまたプラスをすることによって、さらにマニュアルなどもつくりながら対応していくということによって、非常に前向きな取り組みだというふうに思うのですが、これまでの一般質疑における議論ではね、残念ながら恒久的な対策は持ち合わせていないのだと、今後の行財政改革推進委員会の中で具体的な施策に結びつける

ために努力していくと、こういうことが言われているわけです。その答弁の中で異口同音に言われているのは、やっぱり働く場の確保と定住を促すことに尽きるのだと、このことがね、言われているわけなのですよ。

とすると、先ほどの企業誘致と、恒久的な財源の確保というのはリンクするのですね。リンクさせなきゃいけないのです。そういう立場からですね、ぜひ先ほど話をしました新たな企業誘致の拡大というかな、何だ、開拓に向けた環境整備を含めて、行財政改革推進委員会での審議をすべきだと思うのですが、そこまでの議論まで踏み込めないのでしょうか。どのように今進められているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

歳入確保というようなことで、今ご指摘あったとおり、行財政改革推進委員会の中で、いずれ工業団地の売却促進等々の対応というようなことでは、話の中ではやっているわけでございますけれども、なかなかその具体的な方向に進んでいないというのが現状でございます。

いずれ実質的な収入源を確保するためには、やっぱり企業が当町に立地していただきまして、誘致をしまして、その中で雇用の場、それから収入の増等々を図るものが一番の策であるというふうに思っております。いずれ、まず今現在、引き続きまたこれからも行財政改革推進委員会の中で進めていくわけでございますけれども、まずは歳入確保プロジェクトの中で、今までまず対応してきたことについては、繰り返しになりますけれども、徴収率の向上に向けた税収マニュアル作成してきたというところが一つございますし、その債務管理についての全庁的な取り組みを進めることを確認したというようなところでございます。

それから、督促手数料、未利用地の処分、基金の債権活用等々の話もしてきたところでございますけれども、未利用地の処分については一過性の歳入で終わるというようなところもございます。いずれこれからは、また引き続き県等々とのタイアップということは重要なところではございますけれども、企業誘致、特にも今現在ございます工業団地をまずは売却して、新たな企業を誘致することに努めてまいることが一番重要になるものではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

自主財源の恒久的な財源確保につきましては、先ほど議員おっしゃるとおりでございます、いわゆる企業誘致は定住化も含め、雇用の場も含めていろいろとあるわけですが、企業誘致の関係でなかなかうまくいっていないのが現状ですけれども、面積の問題という話ございましたが、前回の、相手があるという部分もあれなのですけれども、やっぱり将来も見据えて、あそこは1町二、三反しかないのですが、3町歩ぐらい欲しいのだというのが根底にあったようなのですね。でも、ここでもやれそうだというような話もあって、だいぶ期待したったのですが、最終的にそ

っちのほうに行ったということですし、今回はまた別な会社ですが、まあまあ面積的にはいいのかなというようなこともありますし、ただ、金額的にどうなのだというようなこともあれですね、そんな話にもなっていますけれども、ぜひともそこに誘致したいというふうに考えています。

その続きに、第2計画地なり、土取場跡地もあるわけですが、その工業団地化も考えてはもちろんですけれども、県の開発公社等ともいろいろ協議させていただきましたが、相当の、まず投資ですね、事前の金がかかるというようなことで、それをこの町の財政計画と合わせた場合に、どうしても無理だと、難しいというようなことがありまして、財政ともだいぶ協議しながら話を進めたのですけれども、やっぱり基本的には、今ある工業団地をまずは完売する部分が先決だと。それでないと財政的にもたないよというようなところまでやりながら、それを含めた形で、いろいろと取り組んでいるというのが現状でございます。

いずれにしても、あまり期待してくださいというような話しをすると、また話しだけだったかと言われると非常にづらいものがございますが、そういうことではなくて、真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

副町長の答弁もですね、理解できないわけではないのですが、やっぱりそこはですね、相手側との信頼関係との問題とそれからテクニックの問題だというふうに思うのですよ。それでも平泉の場合は、人口減少に伴う歳入の減少、さらにはいわゆる働けない高齢者、働けない高齢者というのは失礼ですね、高齢人口、高齢人口が増えて税収が減る一方で、むしろ扶助費などの出費が多くなってくると、こういう状況が目の前にあるわけでありまして、加えて社会文化施設の建設などがこれから予定されているということになればね、やっぱりしっかりと、これぐらいのスペース面積があるならいきましょうよというようなことを、お互いの信頼関係の中でつくり上げることができれば、あとはテクニックの問題だと思うのですね。ぜひそういうことも含めて議論をいただければいいのではないかとこのように思います。

次にちょっと移りたいというふうに思います。

今、平泉町は公用封筒の裏に広告を使用したりして、とにかく1円でも多く収入を上げようということで大変な努力をしているわけなのですね。そういう中で、後期基本計画があと3年で一応の区切りが来るわけですがけれども、実は1年目にして既に、事務作業の業務委託化ということについてはすぐわないという結論が出ているわけですね。出ているのです。

そうすると、平成30年度から平成33年度までね、19名の職員が定年退職年齢に到達をするという実態が本庁ではあるわけなのですよ。そうすると、65歳定年制度とのかかわりもございましてけれども、いわゆる優秀な職員の、長年勤めて優秀な知識と技能を持っている職員の能力をですね、職員の再任用制度という条例をつくっているわけでございますから、その条例に基づいてそうした職員の能力を活用するというのをですね、やっぱり真剣に考えていく時期に来ているのでは

ないかというふうに思うのですよ。そのことによって通常の人件費総額が減っていくわけですから、ぜひそんなことを含めて検討してほしいということを昨年の3月会議で呼びかけたつもりなのですが、その後の検討結果についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

再任用職員の活用というようなことで、これにつきましては、平成25年度に再任用に関する条例を制定いたしまして、実施させていただいているところでございます。これにつきましては、その制定した年度から毎年毎年、退職者、退職職員に対して募集、あとは意向等を聞きながら進めているところでございましたけれども、今現在までに活用していただいた職員については3名しかいないというのが実状でございます。いずれ募集はかけているのですけれども、結構ですと断られる方が今まで多かったというような状況でございます。

ただ、これから確かにそういう形で定年制の延長等々も、法制化等も出てくるわけでございますけれども、それに伴って、必然的な形で働く年数、雇用する年数は延びていくことになるというふうに思っております。いずれ今後につきましても、今現在募集かけているのはフルタイムではございません、短時間での募集でございます。今後もこの内容で、今までの内容の中で毎年毎年募集をしまして、それに対する応募して働いていただくというような方に対して、いずれ、まず専門知識をずっと、40年あまりにわたって公務員生活をしていただいているわけでございますので、その今まで培った能力を活用できるような職場を、職場の中で活用して働いていただくというような状況を整備していくというふうなことをしていかなければならないというようなことで考えているところでございます。今後につきましても引き続き、先輩等の能力等を活用できるような場所のことについては、これからじっくりと中身を吟味しながら対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

3名しか希望されていないということなのですが、私はその原因というのはいくつかあると思うのですがね。その一つに、資料請求をしてみましたのです。再任用にかかわる職員組合との協定を示してくれということで。そうしたら、そんなものはありませんと。そういう言い方じゃないですよ、それは存在しませんと、こういうことだったのですね。

やっぱり再任用制度、条例までつくってやるわけですから、そうすれば再任用される職員の皆さんがどういう雇用条件で働くのか、パートタイムでいくのかフルタイムでいくのか、あるいはその場合の福利厚生はどのように保障されるのかと。そういうようなことを含めて、もっと職員が再任用で働きたいと、そういう気持ちになれるような制度として、職員組合とここは真剣になって議論をして、協定なり、あるいは議事録なり、そういうものをつくり上げていく。そういう庁舎内における努力もやっていくことが、少しでも税収不足を補う、あるいは人件費を抑制をし

ていくことに効果があらわれるのではないかというふうに思いますので、引き続き検討していただきたいと思います。

次に移ります。

行革プランの実績評価手法の見直しについて、答弁にありました5年間を通しての目標値や達成目標数値を、行革推進委員会で確認して定めたと。このことについていかがなものかということをお願いのではありません。私が言いたいのはですね、昨年9月会議で達成率の算出のあり方が果たして適正でしょうかということを指摘をさせて、それぞれ例を挙げてお話をさせていただきました。その上で今の実績評価のあり方というのは見直すべきではないかと、前向きに検討していただきたいというふうに答えましたが、きょうの答弁を聞きますと、検討の余地がないように聞こえてくるのですが。

そこでお伺いするのですが、行革プランの達成率の出し方と、後期基本計画の進捗状況調査票の達成率の評価の仕方が異なっているのですが、それはどのような理由によるものなのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの指摘あったとおりでございます。行革プランと後期基本計画の達成状況のあらわし方については違いがございます。

いずれ後期基本計画の進捗状況につきましては、最終年度の個々の数値目標に対する当該年度の達成率というようなことで、数値目標を示せるような材料がそろってございます。また、その最終年度までに事業に重点を置くべきか判断すると、ことができるというようなことでございまして、第4次行革プランにつきましては、平泉町の新総合計画を推進するために、効果的、効率的な行政経営を取り組むための、継続した不断の取り組みが行われる、行わなければならない取り組みというようなことでございますので、取り組み項目について具体的に数値目標を示しているものではないということから、実施した実施しないの評価方法としたところでございますので、そういう観点から、片や片方の計画については率で、また片やもう片方の行革プランについては、実施したしないというふうなほうの評価方法の方式をとったところでございまして、これにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、今回の期間の平成28年から平成32年までの5年間については、同じ手法で取り組んでいくというふうな方向性を確認してございますので、引き続きこのような形での評価というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

あまりここにはこだわる必要はないのだろうというふうに思うのですが、私が心配するのはですね、職員の士気。モラルですよね。やる気の問題ですよ。少なくともそれぞれ努力をして、

一定程度の目標値に、プランであっても、一定程度の目標値に対する到達点はつくり上げてきているわけですよ。それは前回も話したように、もう既に平成30年度までのやつで100%超えたものもあるわけ。あるいは100%ってやってるけど実際には19%ぐらいのやつもあるわけですよ。だから、それはやっぱり頑張っているところの職員の士気が下がるようではいけないと思う。したがって、汗して働いている人たちの努力をしっかりと評価をしてやると、そういう意味でも、このプランにおいても後期基本計画の中で出している評価の仕方、これに学ぶ必要が、あるいは評価の仕方を統一する必要があるのだろうというふうに思いますので、引き続きのご検討をお願いしたいと思います。

プラン全体の進行管理について、最後にお伺いをいたしますが、1つは、この行革プランについては、進捗状況について町民に広報などで公表するというふうにはしているわけですね。ところがですね、第3次プランの場合は1度だけ。そして第4次プラン、現在取り組んでいるものについてはまだ公表されていない。

やっぱり町民の側から見ると、プランに基づいて後期基本計画がつくられて実践作業がされているわけだから、それらが同一の評価基準でもって評価をされて、ここまで進んでいますよというふうにはやらないと、先ほどの答弁にあったように、達成率が平成28年度80何%って言いましたっけか、86%だというふうに言われてますけれども、プラン全体だけを見ればとてもとてもそこに到達してないのですね。だからそういう点では、ぜひ公表するとまでしてるので、その公表時期についてどのタイミングで行うのか。5年間という一つのスパンが終わったときにやるのか、あるいは3年目の折り返し点で行うのか、その辺の考え方があればお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

進捗状況の公表につきましては、年度終了後に、今までについては町ホームページを通じて公表しているところでございます。年度終了後でございます。

今後につきましては、ホームページだけではなく、町広報におきましても公表してまいりたいというふうに考えてございますので、引き続き、毎年、各年度終了後には公表していくというふうな方向で対応させていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

先ほど企業誘致の関係で、後でお聞きをしますというふうに述べていたのが残っています。

マスコミの報道によればですね、平泉町がこの3年目のプランをつくるにあたって、関係する各担当課から企画案が出されたと、それが200を超えたと、このように報道されているわけでありまして。この200を超える計画案が取りまとめられた中で、3年目の具体的な施策としてどのように事業に反映させる内容として示されるのか、それはいつなのかということをお聞かせいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

行革プランは総合計画とも非常にリンクしておりまして、総合計画の中に位置づけ、総合計画を実現するための一つの方法として行革があるという形ですので、これら行革で行ったものを今後実施計画として、3月の後半になりますけれども、総合発展計画審議会にかけまして、実施計画というものとして公表していきたいというふうに思っております。これらの中にはこの行革の中身も含まれているというふうなことで考えていただければというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それは資料の開示請求をしないと出てきませんか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

実施計画につきましては公表いたしますので、これは見られるような形で公表したいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

次に、教育長にお伺いをいたします。

教職員の労働時間管理の扱いについては、昨年3月会議からいくつか質問をさせていただきまして、他の自治体に先駆けて、いわゆる教職員数50人未満の本町における衛生委員会の設置をしていただいたところでございます。きょうの答弁を聞いていましては、本当に建設的な答弁で、私自身とすれば、その答弁内容を歓迎するものであります。ただ、建設的な答弁であったわけですが、1つ確認をさせていただきたいというふうに思うのです。

委員会ですね、平泉町教職員衛生委員会の構成人数については10名以内ということで縛りがあって、内容については誰が何人ということはないわけですが、現状は教育長以下のいわゆる管理者が5名、教職員代表というのは1名となっていますよね。平泉町3校の教職員の数というのは42名いるわけでございます。その上で、設置した委員会の目的というものの中に、長時間労働の実態やその縮減についても検討を行っていくのだということが言われているわけですね。そうしますと、それぞれ3つの学校からそれぞれを代表する教職員を選任をして、まさに幅広い意見を組み入れながら審議に反映させるという体制が望ましいというふうに思うのですが、いかがでございますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩渕実君）

2月の第2回目の委員会においても、その件については、来年度どうするかということについて意見を賜りたいという投げかけをしているところでもあります。よって、今は学校経営者である校長が3人と、それから衛生推進者ということで副校長の代表が1人入っております。健康管理をする養護教諭の代表、そして一般の教員代表という形になっているわけではありますが、この構成については、要綱では10名以内というふうに定めているわけですが、今後どういう形が一番、いわゆる現場の考え方の吸い上げにふさわしいものかということについては、また協議をしながら考えていきたいというふうに思っているところでもあります。

と同時に、働き方改革の中の一つには、例えば行政が招集する会議をできるだけ精選するということで、現場で働く時間を確保すると。しょっちゅうその会議で呼び出されるというふうなことはいかなものかというふうな部分もあるわけで、年3回衛生委員会はやる予定でありますけれども、それが限度だと思えますけれども、そこに多くの方々が集まればそれだけ自分の仕事が遅れるとかいうふうなこともあるわけではありますが、そういったことも踏まえながら、これからどう改善していったらいいかについては、平成30年度の課題としてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

次に、タイムカードの導入についてお伺いをします。

昨年の12月会議で教育長は、タイムカードの導入方法などについて検討してまいりたいと、このように述べておられるわけでございます。渡りに船という言葉が適切かどうかは別にしましても、そういうときに、ことしの2月になって県教委がですね、答弁にあったような方向性、方針を示したわけでございます。

そこでお伺いするのですが、当町においても導入に向けた検討の必要性がこの間述べられてきたわけですから、導入時期などの目途があればお聞かせいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

2月の中旬に行いました県教委と市町村教委の意見交換会の中で、県教委から、県立は導入しますと、4月からですというふうな話があって、市町村においてもできるだけ進めてほしいという要請といたしますか、指示ではないと思いますが、そういったことがありましたので、これはこれからの展望としては、その形で市町村としても進めなければならないというふうな形になるだろうと、そんなふうに思っています。よって、年度当初はじめからというのは、予算もついておりませんので難しいと思いますが、これからできるだけ積極的に導入に向けて考えていかなければならないと思っております。

ただ、衛生委員会の中でも、大変この考え方については、そのように進めたほうが良いという

意見が大勢を占めておりました。しかし、タイムカードで勤務時間を調査するというのは限界があるわけです。例えば土日に大会等に同道したと。学校全然来ないで、どこかに集めて一緒について連れていったというふうな形であると、当然、それは後から手書きでもって書き加えなければならないというふうなことも出たりですね、いうふうなこともありますので、タイムカードを導入したから全て一概に問題が解決するものではないだろうというふうには思っているところがあります。

長くなりますので、以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ぜひ、補正予算という手法もあるわけでございますので、お願いします。

今教育長答弁されたことは重々承知をしています。だからこそ県教委も、現在の自己申告方式とIC式タイムカードの併用するという方針を出したわけですよ。そのことはやっぱりしっかりと、指導する側の立場として受け止めておいていただきたいというふうに思います。

最後でございます。部活動指導員の配置の関係でございます。

教育長はですね、過去の定例会で、このシステムというのは地方に馴染むのだろうか、平泉に本当に馴染むのだろうかという疑問符を持っておられたわけでございますが、ただ現実問題として、平泉の中学校の中に、いわゆる過労死ラインと言われる月80時間を超える超過勤務をされている先生が2人もいたということが、答弁の中で出ているわけですね。そうすると、県の方針はですね、早急に勤務状況の改善が必要な学校を優先をして配置をしたいのだと、このように言われているわけです。18年度は中学校に58人配置をするということまで明確にしている。これが平成30年度直ちにできる必要はないにしても、積極的に平泉の実態というのは訴えながら、配置に向けたご尽力をいただきたいということを求めて、発言を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日6日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時09分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 氷 室 裕 史

同 高 橋 拓 生